

平成26年建設市民委員会会議録

1. 招集年月日 平成26年6月18日
2. 招集の場所 可児市役所5階第1委員会室
3. 開 会 平成26年6月18日 午前8時55分 委員長宣告

4. 審査事項

審査事件名

議案第42号 市道路線の廃止について

議案第43号 市道路線の認定について

報告事項

1. 報告第5号 出資法人の経営状況説明書について
 - ・公益財団法人可児市体育連盟
 - ・公益財団法人可児市文化芸術振興財団
2. いじめ防止専門委員会平成25年度活動状況報告と平成26年度活動計画について

事前質疑

1. 社会貢献システムモデル事業の進捗状況について
2. 可児市下水道事業地方公営企業法適用基本計画について
3. KYBスタジアムの運用について
4. 市民課窓口業務・旅券業務の民間委託について
5. 土田渡地区水害残土埋立地開発の進捗状況について

協議事項

1. 空き家等の適正管理に関する条例の今後について
2. 議会報告会での意見・提言への対応等
3. その他

5. 出席委員 (7名)

委員長	澤野伸	副委員長	野呂和久
委員	亀谷光	委員	富田牧子
委員	川合敏己	委員	佐伯哲也
委員	伊藤英生		

6. 欠席委員 なし

7. その他出席した者

議長 川上文浩

8. 参考人

公益財団法人	可児市体育連盟	事務局長	高木和博
公益財団法人	可児市文化芸術振興財団	事務局長	山本和美

9. 説明のため出席した者の職氏名

市民部長	西田清美	建設部長	西山博文
水道部長	村瀬良造	地域振興課長	坪内豊
人づくり課長	川合俊	生涯学習文化室長	堀部建樹
市民課長	豊吉常晃	スポーツ振興課長	長瀬繁生
図書館長	細野雅央	建設部次長兼 用地課長	樋口孝男
都市計画課長	瀬瀬新吾	都市整備課長	三好英隆
建築指導課長	守口忠志	上下水道料金課長	小栗正好
下水道課長	平田浩二		

10. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	吉田隆司	議会事務局 議会総務課長	松倉良典
議会事務局 書記	村田陽子	議会事務局 書記	熊澤秀彦

○委員長（澤野 伸君） おはようございます。

今日は、建設市民委員会開会に当たりまして、御参集を賜りまして、ありがとうございます。時間前でございますけれども、皆さんおそろいでありますので、早速ではございますけれども、ただいまから建設市民委員会を開会とさせていただきます。

議事に先立ちまして、4月に人事異動がありましたので、建設市民委員と異動のあった部課長の皆さんに、それぞれ一言ずつ御挨拶をいただきたいと思えます。

ではまず、委員長の私から御挨拶を申し述べさせていただきます。

残り任期があとわずかでございますけれども、一応の任期ということで皆さんと、今議会のみでございますけれども、よろしく願いいたします。また、新しい部課長様にとりましては、よろしく願いしますということで、御挨拶にかえさせていただきます。

それでは、副委員長のほうから順次お願いいたします。

○副委員長（野呂和久君） 副委員長の野呂和久です。よろしく願いします。

○委員（富田牧子君） 委員の富田です。よろしく願いします。

○委員（佐伯哲也君） 佐伯です。よろしく願いします。

○委員（亀谷 光君） 亀谷です。よろしく願いします。

○委員（川合敏己君） 川合です。よろしく願いします。

○委員（伊藤英生君） 伊藤です。よろしく願いします。

○市民部長（西田清美君） おはようございます。

市民部長の西田でございます。

ことしの4月から水道部からの異動でございますので、一気に所管の部署がふえまして、その大半が未経験ということでございまして、いろいろと勉強しなければならないことばかりでございますので、またいろいろと御指導をよろしく願いをいたします。

○人づくり課長（川合 俊君） おはようございます。

人づくり課長の川合でございます。

私は4月からですけれども、総務課の行政係長から人づくり課長になりました。今後ともよろしく願いをいたします。

○生涯学習文化室長（堀部建樹君） おはようございます。

生涯学習文化室長の堀部でございます。

昨年度まで、同じく生涯学習文化室長の補佐ということでやっておりました。いろいろ御迷惑をおかけします。よろしく願いします。

○図書館長（細野雅央君） 図書館長の細野でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○建設部長（西山博文君） 改めまして、おはようございます。

そうしましたら、私のほうから都市計画、それから都市整備課長と建築指導課長がかわりましたので、それぞれ自己紹介をさせていただきます。よろしく願いします。

○都市計画課長（瀬瀬新吾君） 都市計画課長の瀬瀬です。よろしく願いします。

○都市整備課長（三好英隆君） おはようございます。

都市整備課長の三好です。よろしくお願いいたします。

○建築指導課長（守口忠志君） おはようございます。

この4月から、下水道課の係長から建築指導課長になりました守口です。よろしくお願いいたします。

○水道部長（村瀬良造君） おはようございます。

ことしから水道部長になりました村瀬と申します。よろしくお願いいたします。

○上下水道料金課長（小栗正好君） おはようございます。

上下水道料金課長の小栗です。よろしくお願いいたします。

○下水道課長（平田浩二君） おはようございます。

4月から下水道課長としてお世話になります平田です。よろしくお願いいたします。

○委員長（澤野 伸君） ありがとうございます。

それでは、これより議事に入らせていただきます。

議案第42号 市道路線の廃止についてと議案第43号 市道路線の認定についての2議案を一括議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○建設部次長兼用地課長（樋口孝男君） それでは、用地課のほうから説明をさせていただきます。議案第42号と議案第43号は関連がございますので、一括で御審査をよろしくお願いいたします。

資料といたしましては、資料1の議案の45ページと46ページ、それとあと資料4の5ページと、それから参考の図面といたしまして資料8と、それから先ほど議会事務局のほうからお願いがありました資料9の地図でございますが、ここは二野工業団地の認定をするときに工場の名前が全然入っていないということで御指摘ございましたので、改めて差しかえということで、お手元にまた1枚図面を配付させていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、説明をさせていただきます。

二野工業団地がいよいよ操業をされるということで、今まで道路としては全部可児市の名義に変わっておりましたが、なかなか工場ができていなかったということで、ずうっと閉鎖、道路をとめておりました。それで、操業が始まりましたので、認定して開放するというところで今回議会のほうに提案をさせていただいております。

まず初めに廃止のほうでございますが、これは新たな認定をするということで、1路線の起点を短くするという関係で、市道2062号線の起点の位置を変えるということで延長がちょっと短くしてございますので、よろしくお願いいたします。

その後、議案第42号でそれを廃止して、今度は議案第43号のほうで起点を変えまして、また新規に認定をさせていただいておりますのが市道2062号線でございます。

議案第43号のほうで見ていただくとわかりますけど、市道2062号と市道2496号、それから

市道2497号と市道2498号線ということで4路線認定をさせていただいております。その位置につきましては、地図のほうで一度御確認をいただきたいと思いますが、市道2496号線が一番メインの道路となりまして、ずうっと工業団地の外周を回っております。あと、太平ハウジングのところで市道2498号線と、まだこれで工場が誘致されておられませんけれども、市道2497号線というのも同時に認定だけしておくということで、一応市道2497号線につきましては、まだ工場が進出しておりませんので、とりあえず供用開始はしなくて認定だけしておくということで、工場ができるまでは封鎖をしておこうというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

説明は以上でございます。

○委員長（澤野 伸君） これより議案第42号と議案第43号についての質疑を行います。

質疑のある方。

よろしいでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

それでは、質疑もないようですので質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

特に発言もありませんので、これで討論を終了いたします。

これより議案第42号 市道路線の廃止について、議案第43号 市道路線の認定についての2議案について一括採決いたします。

本2議案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議がないものと認めます。よって、本2議案については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

それでは、お諮りいたします。

本日審査いたしました案件に関する委員長報告案の作成については、委員長・副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めますので、そのようにさせていただきます。

ここで、席次変更のため、暫時休憩をいたします。

これ以降は報告事項に入りますので、関係部課長のみ残っていただき、それ以外の方は退席していただいて結構でございます。お疲れさまでございました。ありがとうございました。

休憩 午前9時04分

再開 午前9時05分

○委員長（澤野 伸君） それでは会議を再開いたします。

報告事項 1. 報告第 5 号 出資法人の経営状況説明書についてを議題といたします。

本日は、参考人として公益財団法人可児市体育連盟事務局長 高木和博さんと公益財団法人可児市文化芸術振興財団事務局長 山本和美さんに御出席をいただきました。

ここで、経営状況報告について市民部長からまず説明をさせていただきますので、よろしいでしょうか。

○市民部長（西田清美君） 市の出資法人の経営状況の報告をさせていただきます前に、私から本議会の対応に係る御報告とおわびをさせていただきますと思いますので、よろしく願いをいたします。

お手元にお配りしてございます建設市民委員会資料を御用意いただきたいと思います。

市が出資をしております法人の事業計画と予算、それから事業報告と決算につきまして、昨年まで 6 月議会定例会の委員会において報告をさせていただいておりましたが、今年度から事業報告と決算につきましては 9 月議会の定例会とさせていただきますということで、せんだって議会運営委員会にお諮りをさせていただき、御了解を得たことは御承知のことかと思えます。

これにつきましては、公益法人制度改革により、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に基づき事業報告、つまりは決算に係る計算書類は評議員会開催の 2 週間前までに事務所に備え置くということになっております。これにつきましては、お手元にお配りしてございます資料の 1. 経営状況の報告で各条文が掲載してございます。つまりは、理事会と評議員会は 2 週間以上の間隔が必要ということでございます。これを満たすとなりますと、事務処理の都合上、6 月定例会の文書提出期限までのいとまがないということで、今回お願いをさせていただいたものでございます。

また、これから説明をさせていただきます予算と事業計画につきましては、先ほど言いました、法律では理事会の議決により評議員会の 1 週間前までに書面の通知を発しなければならないと。これにつきましては、資料の 2. 違反内容についてという中の第 182 条第 1 項のところに規定されております。

しかしながら、公益財団法人の認定を受けましてから評議員会の開催手続について理事会と同日開催をしていたということなど、日数が不足しておりました。ということで、規定に反する招集手続が公益財団法人可児市文化芸術振興財団と公益財団法人可児市体育連盟にございました。以後、公益財団をちょっと省略させていただきます。これに対する決議内容が、それで有効か無効かということで議会運営委員会のほうでも御質問をいただいたわけでございますけれども、理事や評議員は、評議員会での決議の日から 3 カ月以内の訴えにより、決議の取り消しを請求することができるというふうになっております。したがって、いずれも 3 カ月は経過をしておりますので、決議については有効ということになっております。これにつきましては、資料の 3. 決議内容の有効性についてというところに条文が掲載しております。

これらの招集手続の瑕疵につきましては、可児市文化芸術振興財団は平成 25 年 10 月に法人

の許認可をいたしました岐阜県の立入検査で口頭の指摘を受けました。

そして、これらの事案に対しまして、市としてどういう権限があるかということをございますけれども、資料の4の市の出資法人に対する調査権限のところをごらんいただきたいと思ひます。裏面になります。

地方自治法第221条第3項に基づく調査権限というものが市にはございます。これは、適正な予算執行に係るものであつて、各法人のこうした評議員会の招集等の事務執行に対する指導については法的な明示はないということをございます。それから、あわせまして指定管理に係る指導でございますけれども、これも市と協定を締結している指定管理者が行う業務の範囲ということをございます。もう少しわかりやすく申し上げますと、組織間では法的な権限はないということをございます。

しかしながら、市が多額の出資をしている法人の事務が適正に執行されていなかったということをございますので、こうした事実に対して、先日、それぞれの理事長、代表理事に対しまして、市長から口頭による改善と再発防止に対する措置を申し入れたところをございます。

それから、せんだつてお配りいたしました公益財団法人可児市体育連盟の事業計画及び収支計画につきまして、一部日程等の内容の誤記がございました。正誤表がお配りしてあると思ひますけれども、何とぞよろしくお願ひを申し上げます。大変申しわけございませんでした。これら一連の事項に対しまして深くおわびを申し上げますとともに、法令遵守に係る研さんを積み、再発の防止に努めてまいりますので、何とぞよろしくお願ひ申し上げます。

以上でございます。

○委員長（澤野 伸君） それでは、まず公益財団法人可児市体育連盟の経営状況より御説明をお願いいたします。

○公益財団法人可児市体育連盟事務局長（高木和博君） 冒頭、部長からもお話がありましたが、体育連盟の資料につきまして正誤表を提出させていただきました。私の確認ミスでございまして、大変申しわけございませんでした。深くおわび申し上げます。

それでは、公益財団法人可児市体育連盟の平成26年度事業計画と収支予算について説明させていただきます。

可児市体育連盟は、昨年4月に公益財団法人に移行いたしました。公益的社会責任を自覚し、市内のスポーツ団体の先頭に立ち、資料の2ページにもありますように、「示せ躍進 広げようふれあい 可児市体連」のローガンのもと、下段にあります8つの重点を掲げ、各種スポーツ事業を展開しております。体育連盟の事業といたしましては、体育振興事業、体育施設の受託事業、錬成館の管理事業があります。

1ページをごらんください。

これは体育連盟の振興事業でございまして、4月には可児市総合体育大会開会式、5月には定例理事会、6月には定例評議員会を開催し、平成25年度事業報告及び計算書類の承認と監査報告を行いました。7月20日を中心として開催される第45回可茂地区体育大会へは、選

手・役員340名を派遣する予定としております。

中段でございます16番目の可児ウエスタン・リーグ公式戦でございますが、これはKYBスタジアムのオープン記念事業として開催するものでございます。対戦カードは、中日ドラゴンズ対福岡ソフトバンクホークスでございます。

18番の第7回岐阜県民スポーツ大会は、ことしは西濃地区を中心に開催されます。昨年度は30市郡中、総合4位でしたが、ことしは何とか総合3位を目指すことを目標に、評議員の皆様をお願いをしたところでございます。それと、12月の第57回可児駅伝競走大会、2月の第33回可児シティマラソン大会、3月には定例理事会、評議員会を計画しております。

広報紙「体連かに」は、9月と3月の中旬に発行を予定しております。そのほか、スポーツ教室やトレーニング講習会も随時計画していきます。また、シティマラソンにハーフマラソンの部が創設可能かどうか発起人会を立ち上げ、研究・協議をしております。

体育施設の受託事業では、KYBスタジアムを初め、可児市の体育施設を適正に管理し、体育施設利用者の皆様の利便性の向上に努めております。事業計画は以上でございます。

次に、当初予算でございます。

先ほども申し上げましたが、昨年4月から公益財団法人に移行した関係上、会計制度が大きく変わりました。

5ページをごらんください。

5ページの予算書のとおり、正味財産増減計算書の様式になったこと、7ページにあります内訳表でございますけれども、公益目的事業会計、収益事業等会計、法人会計の3区分となりました。当連盟は収益事業はなしで公認認定を受けておりますので、公益目的事業会計と法人会計の2区分となります。また、減価償却費等の非現金支出費用の計上が必要になりました。

それでは、予算について説明いたします。

5ページをごらんください。

経常収益は、基本財産の利息収入1万7,000円、それから会費収入で加盟団体会費30団体等で199万1,000円、事業収益としてスポーツ教室や講習受講料の90万5,000円、体育施設受託費といたしまして4,320万円、センター運営事業収入120万円を合わせまして4,530万5,000円です。

受取補助金等といたしましては、体育連盟活動補助金として2,786万7,000円、錬成館運営補助金といたしまして1,105万4,000円、合わせまして3,892万1,000円です。

受取負担金といたしましては、シティマラソンの参加費及び協賛金と2軍戦の入場料等を合わせまして782万6,000円、雑収益といたしまして79万2,000円であり、総収益事業費といたしまして9,485万2,000円です。前年度と比較しますと1,300万円ほど増額でございますが、これはKYBスタジアムの受託費とウエスタン・リーグの入場料によるものでございます。

経常費用といたしましては、事業費と管理費に区分されます。職員給与や福利厚生費、共済掛金負担金など、各事業での職員の従事割合で案分しております。

まず、事業費の予算でございますが、約9,394万8,000円であります。主な支出は、職員の給料、福利厚生費、臨時職員の賃金を合わせまして2,731万円、シティマラソンや各種教室及び施設管理の消耗品関係で358万2,000円、シティマラソン大会の参加費や経費関係の報償費に185万6,000円、各大会の冊子及びポスターの印刷製本費に109万2,000円、錬成館の光熱費に205万2,000円、各種保険料・負担金で246万3,000円、加盟団体への助成に774万円、スポーツ施設管理委託費として3,596万6,000円、減価償却費の約705万4,000円でございます。

次に、法人の管理費でございますが、これは給料を含めまして約879万5,000円であり、償却費等を合わせまして、経常費用総額は約1億274万3,000円でございます。

説明は以上でございます。

○委員長（澤野 伸君） それでは質疑を行います。

質疑のある方。

○委員（富田牧子君） 済みません、先ほどの部長からのお断りというか、何で今ごろというのは。先ほども聞いていても、去年の4月に移行したわけですよね。移行するときに、これらのことについてどうしてわからなかったのかという、今さらなんだろうというのが私の大変な疑問で、まずお聞きしたいです。

○市民部長（西田清美君） おっしゃるとおりでございますが、大変お恥ずかしい話ではございますけれども、基本的には先ほど申し上げた中で触れましたように、県の検査があったということもございますし、法律の理解が不十分であったということでございます。以上です。

○委員（富田牧子君） その法律の理解が不十分であったと、そういうことで済まされる問題かということが言いたいです。

県の指摘をされなければわからないと、これに移行するに当たってはそれなりの準備をしてきたというふうに私は思うわけですね。いろんな組織を、例えば指定管理をするにしても何にしても、いろんな移行するには、それなりの準備期間に、各いろんなこともちゃんと勉強した上でやるというのは当然当たり前のことだと思うんですけど、こんなことでは、これから先いろんなものが移行していこうという話があって、私はそれには反対なんだけど、とてもじゃないけど信用できないというか、そんな程度のことで事業をやっていこうとしているのかと思うと大変不安な気がするんですが、部長は今まで部署が違っておったので、それは言えませんが、そこら辺は市としてどう考えているんですかね。

○市民部長（西田清美君） これも先ほど申し上げましたが、一応、財団の事務執行等については、許認可庁というのが指導官庁でございますが、市としては出資法人であるという立場から市長からの申し入れを、注意というか、していただいたところでございますが、それだけでは当然だめでございますので、やはり今回両法人の事務局は市の派遣職員でございますので、そちらのほうでもう一度よく法律の精査をし、こうした間違いが二度とないように努めていくとともに、市役所の中でもせんだって課長以上を対象に文書事務の研修を改めて行ったところでございます。以上でございます。

○委員（富田牧子君） それから、ここの財団の理事はどんな方が理事になっていただい

るんでしょうか。何人で、どういうふうだということをちょっと教えていただきたいです。

○公益財団法人可児市体育連盟事務局長（高木和博君） 体育連盟理事は20名でございます。

ソフトボール協会とか、軟式野球連盟等々の種目協会から理事で出ている方と知識経験者という方で構成されております。代表理事は、会長が代表理事でございます、副会長2人と専務理事は執行役員という形で運営をしております。以上でございます。

○委員（富田牧子君） それで、理事って座っているだけじゃないと思うんですよね、理事なんだから。法人を動かすのが理事会であるわけですから、理事も当然そういうことにも、市の職員が知らなかったから理事にまで求めるのは難しいかもわかりませんが、もっともっと知識経験者とかいろいろな方を入れているんだしたら、どうやって経営していくかということとか、法律はどうなっているのかとか、そういうことを全然知らないようでは理事として不適合ですよ、みんなね。こんなことが起こったということは、私はやっぱり理事にも責任があるし、もっと理事会としてしっかりしてもらわないとだめだと思うんですけど。

○公益財団法人可児市体育連盟事務局長（高木和博君） おっしゃるとおりだと思います。

これを契機に、理事の方にも法律等を詳しく説明して、運営はしていきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○委員（川合敏己君） 事業収益のところで触れていたんだと思うんですけども、ちょっと間違ったら御指摘ください。

ウエスタン・リーグが行われることによって収益がふえるというふうに考えてよろしいんでしょうか、ここは。

○公益財団法人可児市体育連盟事務局長（高木和博君） 今回のウエスタン・リーグにつきましては、KYBスタジアムのオープン記念事業ということで可児市から委託を受けまして、体育連盟のほうで実行委員会をつくりまして実施させていただくわけですが、オープン記念事業ということで、入場料は低く抑えさせていただいて、この事業で体育連盟の収益を上げるということは考えておりません。事業費で全て相殺を考えております。以上でございます。

○委員（川合敏己君） 大体、どれぐらいの方を予定してここの数字が出ているんでしょうか。

○公益財団法人可児市体育連盟事務局長（高木和博君） 一応、総事業費は440万円弱でございます。市のほうから200万円の補助金をいただいております、あと200万円を観客動員入場料と協賛金で賄おうというふうに考えております。

今、目標にしておりますのは、入場料は大人・子供とも500円でございます。4,000人ほど来ていただけたらあと今考えておまして、坂戸の周辺の駐車場を合わせますと約1,250台、それと名城大学の学生駐車場からシャトルバスを考えておまして、名城大学の駐車場が約200台ありますので、何とか2.5人の乗り合わせとしても4,000人弱は期待がいただければありがたいなあというふうに思っております。

ただ、名古屋に1時間圏内でございます、ナゴヤドームへも1時間で行けて1軍戦も見られるということなので、初めての2軍戦の招致ということで、精いっぱい券をPRするよ

うにということで、市内150カ所にポスターを掲示して啓発を図りたいと思っておりますし、可児市のホームページ、体育連盟のホームページ、それからCTK、あと広報紙等でPRはしたいと思っております。

○委員長（澤野 伸君） 他に質疑は。

○委員（佐伯哲也君） B&Gのところの2階のトレーニングルームの管理だとか運営も体育連盟のほうでよかったですね。

ちょっとマクロ的な話になって申しわけないんですが、私もあそこのトレーニングルームを利用させてもらうに当たって、最初に何かセミナーのようなものをちょっと受けるのがありますよね。数年前も結構人気で、なかなかセミナーに入ることが難しかったんですが、ことしに入ったぐらいからまた急に、春の时期的なものもあると思いますけれども、なかなかセミナーを受けることもできないと。だから、そのトレーニングルームを利用することができないということで、市民の方から結構お声をいただいておりますが、人気があるのは非常にいいことだと思いますので、もうちょっとセミナーの開催を広げて、市民の方にもうちょっとサービスを広げていくということは今お考えでしょうか。

○公益財団法人可児市体育連盟事務局長（高木和博君） 委員おっしゃるとおりトレーニング講習会は大変人気がございます、一応当体育連盟といたしましては、職員が講習の指導者ということで当たっております。体育連盟の職員は今3人おるわけでございますけれども、1人産休に入ってしましまして、実質2人で講習会を運営しておるのが現状でございます。でも、シーズンでございますので、今、月に夜の2回、昼の1回、月3回ペースで講習会を企画してやっております。やはり定員が24人でございますので、委員おっしゃるとおりキャンセル待ちになる場合もございますが、今のところ、今回の6月の申し込みも一応四、五人ほどの余裕はある状況でございますので、またシーズンに入っておりますので、状況を見ながら講習会の開催回数についても検討はしてまいりたいというふうに思います。

○委員長（澤野 伸君） 他に質疑は。

○副委員長（野呂和久君） 先ほど事業計画の説明をいただけなかったんですけども、5番の青少年のスポーツ活動の活発化ということで、(3)のところは新しく事業計画として入っているところかなと思いますけれども、具体的な説明をお願いしたいと思います。

○公益財団法人可児市体育連盟事務局長（高木和博君） 体育連盟といたしましても競技力の向上ということで、やはりジュニアの育成は大事なポイントだと考えております。

今回、ジュニアアスリートの育成というのは、やはり全国大会規模等に出場する選手に、種目によって違うんですけども、消耗品の手当だとか、スポーツ振興課と協力しながら施設利用の緩和とか、そういったことを考えております。

○委員長（澤野 伸君） 他に質疑はよろしいですか。

〔「なし」の声あり〕

発言もないようですので質疑を終わります。

続きまして、公益財団法人可児市文化芸術振興財団の経営状況説明に移ります。

それでは、説明を求めます。

○公益財団法人可児市文化芸術振興財団事務局長（山本和美君） 私どものほうも同じように理事会と評議員会の運営に不適切なところがあったことをおわび申し上げます。

まず、経営状況説明書の、1枚めくっていただきまして、基本方針のところでございますが、平成26年度におきましても文化芸術の中核拠点づくり、そして人と情報の交流拠点づくり、文化を生かしたまちづくりを基本方針としまして、引き続き劇場運営を行ってまいります。また、ことしは、昨年度から検討を進めています（仮称）創造のまちづくり文化芸術振興条例の原案作成についても、市と協力して進めてまいりたいと考えております。

項目2つ目にありますa1aまち元気プロジェクトにつきましては、文化芸術のみならず、青少年育成や教育、福祉、多文化共生、医療といった分野に対しても、行政、企業などと連携しながら事業展開をしていきます。ことしは、劇場に係る幅広い分野の人々が一堂に会する世界劇場会議国際フォーラム2015の開催にも新たに組み込んでいきます。

3つ目の項目、地域・他施設をリードするa1aにつきましては、既に御承知していただいているとおり、昨年度、文化庁から特別支援施設に採択されました。このことは、財団の活動が他施設の模範として認められたものと認識しております。今後も劇場運営に関して、これまで以上に公立文化施設のモデルケースとなるよう、文化芸術の振興とブランド力の向上を推進していきます。

4つ目の項目、地域拠点契約事業の推進については、現在、劇団文学座、新日本フィルハーモニー交響楽団と地域拠点契約を締結しております。演劇とクラシックについてa1aはしんが通っているということが事業運営の強みとなっております。その強みを生かして、今後も事業推進をしてまいりたいと考えております。

1枚めくっていただきまして、2ページからそれぞれの事業計画の詳細を示しております。2ページから5ページの途中までは鑑賞体験促進事業でございます。主なものについて御紹介いたします。

まず、2ページの1番、東京ヴォードヴィルショーと、2番、音楽の絵本、それから3ページの上から4つ目のムッシュかまやつ・泉谷しげるトーク・アンド・ライブと、その2つ下の祈りのコンサートにつきましては、既に公演が終了しております。

3ページの一番上、人間国宝の常磐津公演でございますが、平成25年1月に一度公演をしていただいたんですが、その御縁がありまして、ちょっと8ページのほうへ飛んでいただきまして、8ページの真ん中辺、上から5番目のところでございますが、人間国宝一巴太夫常磐津ワークショップという項目がございます。今、もう既に始まっておりますが、ここで教室をやっていただいて、その教室に参加された方も常磐津公演におさらい会の一つとして参加していただくというような企画をしております。

3ページに戻っていただきまして、常磐津公演の下が地域拠点契約による新日本フィルハーモニーと文学座の公演になります。ダニエル・ハーディングと新日本フィルハーモニー交響楽団の公演は、次の日曜日の22日でございますので、またよろしかったら来ていただける

とありがたいと思っております。

それから、鑑賞関係の事業につきましては、平成23年度から鑑賞モニター制度をやっておりまして、ことしもこれを引き続いて行ってまいります。

次、5ページでございますが、5ページの下から2つ目からは、まち元気・市民交流促進事業が続きますが、最初の自主企画制作公演の部分は、財団の公益目的事業の中核部分をなすものでございます。今年度も大型市民参加事業やa 1 a コレクションシリーズなど、作品づくりを続けて進めてまいります。

6ページを見ていただきますと、真ん中あたりに、まち元気・市民交流促進事業の提携公演というところがございますが、毎年やっていますa 1 a コレクションはツアー公演をやっておりましたが、ことしは新たに森山威男さんのジャズナイト2014につきましても、可児市以外2カ所でツアー公演を新たにやるという計画をしております。

その下からにつきましては、ワークショップ、アウトリーチに関するものでございます。

従来の事業に加えまして、7ページ真ん中の3つ目にありますa 1 a 未来の演奏家事業というものがございます。ことしは、将来有望な2人の若手演奏家に7月9日から12日まで4日間可児市に滞在していただきまして、その間にさまざまな音楽交流プログラムを行って、クラシック音楽の魅力を広げていく企画ということで行います。

続いて、講座、講演の分類になりますが、先ほど総括の部分で御紹介しました7ページの一番下でございますが、世界劇場会議の国際フォーラム2015があります。また、次のページの人材育成事業の中の5番目は、先ほどお話ししました一巴太夫常磐津ワークショップが新たな事業として加わっております。

8ページ、続いて下から3段目でございますが、芸術団体等の支援について事業の説明をしております。

9ページの2段目からは、文化祭について事業説明をしております。

最後が、広報宣伝事業でございます。

以上、全62事業を実施する予定としております。

続きまして、10、11ページを開いていただけたらと思います。

平成26年度の予算書になっております。

まず、収入のほうでございますが、計上収益といたしまして、数値が書いてある3段目でございますが、事業収益で5億6,699万6,000円でございます。

この主なものといたしまして、その下の入場料収入について4,976万7,000円、これは自主事業の入場料収入の総額ということでございます。

その4段下になりますが、利用料金収益3,400万円でございます。これは、いわゆる貸し館の使用料収入の総額でございます。

その2段下でございますが、公演事業の収入ということで2,428万5,000円でございます。これは、先ほどもお話ししましたa 1 a コレクションシリーズの7でございますが、これが全国5カ所、7公演、それから森山威男のジャズナイトツアーで2カ所、その公演の売り上

げ収入といいますか、公演そのものをそれぞれの会館にお売りするという収入でございます。

その下の指定管理受託収益は指定管理料ということでございますが、平成26年度につきましては4億5,000万円ということでございます。

その3段下にあります受取国庫補助金につきましては4,700万円でございます。

経常収益の計といたしまして、中段にあります6億2,271万6,000円となっております。平成25年度対比で1,941万5,000円の増となっております。指定管理料の1,000万円減がございますが、補助金収入や入場料収入、公演事業収益、それぞれの増との差し引きで全体として増額ということになっております。

次に、支出です。

(2)の経常費用につきましては、①の事業費といたしまして5億4,060万5,000円でございます。

主なものといたしまして、経常費用数値の2段目でございますが、給料手当が1億2,515万6,000円でございます。

一番下から2段目でございますが、委託費2億5,790万6,000円がございます。

11ページに入りまして、上から3段目でございますが、②の管理費につきましては合計で8,211万1,000円となっております。

経常費用の計といたしましては、中段にあります6億2,271万6,000円となっております。

1枚めくっていただきまして、12ページからは予算事業別の内訳表となっております。

縦横逆になっておりますが、ただいま10、11ページで見ていただきました予算額を一番右に記載しておりまして、それを公益目的事業と収益事業等の科目別に振り分けた資料となっております。

以上、公益財団法人可児市文化芸術振興財団の経営状況の説明を終わります。以上でございます。

○委員長（澤野 伸君） それでは、質疑に移らせていただきます。

質疑のある方。

○委員（亀谷 光君） それでは、2点ほどお聞きします。

まず、世界劇場会議は今年度中だと思うんですが、たしか前年、私も二度、三度名古屋へお邪魔しているんですけど、2月か3月ごろなんだろうかね。

○公益財団法人可児市文化芸術振興財団事務局長（山本和美君） 2月の第2週の土・日で予定しております。

○委員（亀谷 光君） それで、海外からたくさん見えるんですけども、宿泊をする場所だとか、2日間ですよ、そういった形のこちらの体制というものも準備はされておられるんですけど、どんなような形であれでしょうかね、おいでになる方たち。世界劇場会議とって、衛さんなりにいろいろ企画を、先回も副委員長をずうっとやっておられて、a 1 aでやることは私たちも可児の人間として非常にありがたいんですけども、そういった関係

の方たちの施設、泊まりだとかは a 1 a で全て段取り、事務局のほうでされるのか、この運営についてはどういうふうにやられるんでしょうかね。

○公益財団法人可児市文化芸術振興財団事務局長（山本和美君） この会議につきましては、ヒューマン・ネットワーク、民間のNPO法人がもともとはある中で、a 1 a につきましても、今お話のありました宿泊施設とか、そういった事務的な部分も協力してやっていくということで今動き出したところで、先般、館長がイギリスへ行きました、そのパネラーになれる方との出演交渉をしてこられたところです。

○委員（亀谷 光君） わかりました。

2点目ですけれども、森山威男ジャズナイトがこれで11回目を過ぎたんですが、今度は2カ所ほかにやられるということになるんですが、場所はおおむね今決まっているんですか。

○公益財団法人可児市文化芸術振興財団事務局長（山本和美君） はい。先ほどの資料の6ページの真ん中の提携公演の2番のところでございますが、9月23日に甲府市、10月4日に横浜市でやる予定になっております。

○委員（亀谷 光君） それで、a 1 a でやる場合は、森山さんのライブはもう本当にゴールデンメニューというか、5,000円程度であれだけのものを聞かせるというのはまれなんですね。私も、森山さんを長いことよくいろんな箇所で見るとはすけれども、ほかの会場、場所もあの程度の金額、つまり五、六千円で聞かせるというか、見せるという状態の予定なんじゃないかな、メンバーにもよるでしょうけれども。

○公益財団法人可児市文化芸術振興財団事務局長（山本和美君） 多分、公演そのものを売るとい、うちの立場としては、向こうが金額は決められるので、まだそこまでちょっと情報が入っていないんですけど。

○委員（亀谷 光君） そうですか。一般的に、ああいうジャズに詳しい人たちからすると、森山威男さんのあれだけのメニューを5,000円で聞けるといのは、まずまれなんですね。普通、あの人のカルテット、4人当たりでも大体1万円取るんですね。これは、よその箇所もどういふふうになるかわかりませんが、いわゆる入館料と経営の関係もあると思うんですが、恐らくや森山さん本人のお考えかもしれんけれども、かなりグレードの高い人なんで、いつも a 1 a に大体800人から900人ぐらい見えるんですけど、大体9割が地域外の方がほとんどなんですね。そうすると、金額が安いから来られるという意味じゃないかもしれないけれども、もう少し a 1 a でやられる森山さんの金額を、本人の気持ちであれでしょうけれども、もっと金額をアップするというか、東京のピットインだとか名古屋のラブリーでやる場合は、あの人が単独でやっても8,000円ぐらい取るんですね。

だから、それを考えると、言いにくいのか、こちらの体制もあるかと思うんですけど、一般的にスイングジャーナルに、あの人の定番のコンサート料というのは大体あの倍ぐらいなんですね。だから、極めて安いということはちょっと気にはなっておるんですが、やっぱりせつかくの、もう定着して10年ですから、最初の10年は5,000円程度でいいかもしれないと思うんだけど、おいでになる方たちはみんな認知しておられるので、8,000円、9,000円、

1万円でも妥当じゃないかと私は日ごろから感じておる。来る人もそういうことを言われることはあるんですが、その辺は局長、一度またお話というか、a l aもいろいろ費用もかかるんで、あのぐらいの方なら、逆に言うともっとアップした方が値打ちが上がると思います。財団のほうでいろいろ負担をされておられるかもしれんけれども、もはやジャズをリードしているトップのプレイヤーですから1万円でも不思議ではないと。私の意見ですけど、そんなようなことがあるんで、参考のために、またよろしくお願いします。以上です。

○委員長（澤野 伸君） ありがとうございます。

ほかに質疑は。

○委員（富田牧子君） 10ページのところの経常費用のところですが、去年と比べて今年度は委託費が1,300万円ほどふえています、その内訳と、それからその上のほうで諸謝金というのがあるんですけど、これもふえているんですが、これはどんなものに使われるのか教えてください。

○公益財団法人可児市文化芸術振興財団事務局長（山本和美君） 委託費の関係は、消費税等も上がってきておりますので、そういった部分が大きくなっておりますし、新しい事業等がありますので、そういった部分でふえているというふうに認識しております。

それから、諸謝金でございますが、先ほど言いました世界劇場会議の出演のパネラーの外国から来ていただく分のお礼とか、それから一巴太夫さんのお礼、それから先ほど言いました若手演奏家の新しい事業も多少なりともお礼がありますので、そういった部分が今年度ふえております。

○委員（川合敏己君） 同じく10ページです。今の経常費用のところなんですけれども、これまで削減努力もなされてきました。特に指定管理者を変えてからは、かなり目覚ましく経費を抑えることができたように思うんですけれども、この経常経費の部分というのは、局長はかわられたばかりなので、新たな視点の中で、ここがやっぱりいっぱいいっぱい、これ以上はなかなか削減というのは難しいものかなと、そういうふうに分析とかというのはまだされていらっしやいませんか。

○公益財団法人可児市文化芸術振興財団事務局長（山本和美君） 例えば、給料手当のところなんかですと、今、残業手当で平成24年から平成25年にかけては大体10%ぐらい削減しました。そういった部分とか、あと事業が多くなればどうしてもふえる部分もあるんですが、電気の節電とか、できるところからLEDにかえていくとか、なかなか難しい面もあるんですが、そういった部分ではさらに節減という部分を進めていきたいなと考えております。

○委員長（澤野 伸君） ほかに質疑はよろしいでしょうか。

〔挙手する者なし〕

それじゃあ、ちょっと私のほうから質問というか、確認をさせていただきますが、今回出ました社団法人及び一般財団法人に関する法律の違反部分、第182条第1項の部分でございますが、今後、是正をして、次期の年度の経営状況の報告という部分で、6月議会にしっかりそれが可能かどうかの段取りはもうつけられておるか、両団体にちょっと確認をしたいと

思うんですが、よろしいでしょうか。

○公益財団法人可児市体育連盟事務局長（高木和博君） 事業報告につきましては、先ほど部長も話されたとおり、5月の中旬に一応お金の出入りの証拠書類等が整います。それをもとに理事会をやって評議員会を2週間あけるとなると、どうしても6月にずれ込んでしまいますので、6月のこの委員会には正式な書類として出せないで、9月に決算というふうで計画をしております。ただ、今までこの事業計画等は、この6月に出してございましたけれども、3月に提出できるように準備をしております。

○公益財団法人可児市文化芸術振興財団事務局長（山本和美君） うちの財団も同じような形でやらせていただくよう、段取りをしていく予定です。

○市民部長（西田清美君） 申しわけございません。今、体育連盟の事務局長のほうから3月という話がございましたけれども、これについては今ちょっと協議中で、何とか早くしたいという思いはございますけれども、まだちょっと詰めができておりませんので、ちょっと訂正をさせていただきたいと思います。

○委員長（澤野 伸君） 山本事務局長のほうはよろしいですね、確定ということで。

○公益財団法人可児市文化芸術振興財団事務局長（山本和美君） 同じ形でやらせていただきたいなと思っておりますので、今の話ですと、予算と事業計画について3月議会でお出しするか、6月議会でお出しして説明するかという部分をまだ調整中ということですので、同じようにさせていただきたいと思います。

○委員長（澤野 伸君） これは変更という部分なんです。申し合わせで6月に報告というのが決まっております、ここの変更になりますので、当委員会ではどうこうということはありませんけれども、議会運営委員会で諮っていただいて、申し合わせの変更等との生じる案件でございますので、この違反の是正についての議会対応というのはちょっと議会運営委員会に預けさせていただいて、申し合わせの変更等も含めながら、今おっしゃられたような予算と決算を分けての報告、予算部分で3月に報告をいただいて、そうすると事業計画の部分にも多少なりとも議会の意見が反映できるのかなあというメリットはあるかというふうには考えておりますので、この件についてはそのような対応ということでよろしかったでしょうか。それ以上の部分はちょっとできませんので、違反部分については、議会運営委員会のほうにまた報告をして対応を図ってもらうことにしたいと思っておりますので、よろしかったでしょうか。

[「はい」の声あり]

ありがとうございます。

それでは質疑もないようですので、参考人の皆様、大変ありがとうございました。

次の議題のほうに移らせていただきますので、参考人の皆様は御退席いただいて結構でございます。ありがとうございました。

暫時休憩といたします。

休憩 午前9時58分

○委員長（澤野 伸君） それでは会議を再開いたします。

報告事項 2. いじめ防止専門委員会平成25年度活動状況報告と平成26年度活動計画についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○人づくり課長（川合 俊君） それでは、本日の委員会資料ナンバー 2 の活動状況報告書をごらんください。

これは、可児市子どものいじめの防止に関する条例の規定によりまして、平成25年度の活動状況等につきまして、いじめ防止専門委員会から市長に報告を行ったものでございます。年月日の訂正等、ふぞろいになっていた箇所がございますので、そこを直させていただきますが、この報告書に沿って活動状況等の御説明をさせていただきます。

まずは1枚めくっていただきます。

まず、活動報告でございます。

1番目のいじめの相談の受け付け状況等でございますが、平成25年4月から平成26年3月までの間に36件のいじめの相談・通報を受けまして、そのうち31件を終結としております。残りの5件につきましては、平成26年度以降も継続的に支援を行うこととしております。このほかですけれども、委員会にはいじめ以外の相談等も8件ございまして、この8件につきましては全て終結となりました。

2番目の諮問や答申等の実績についてでございますけれども、これは昨年度でございますが、国のほうでいじめ防止対策推進法の公布、施行がございまして、その法律の中で策定が努力義務となっておりました市のいじめ防止基本方針について諮問を受けまして答申を行いました。そして、本年3月にいじめ防止基本方針の策定の運びとなりました。

第2としましては、第1と同じく、いじめ防止対策推進法の施行に伴いまして、市の子どものいじめの防止に関する条例の一部改正の検討を行ったというものでございます。

続きまして、3番目の会議の開催状況でございますけれども、平成25年度は合計8回の会議を行いました。その中で、相談や通報を受けたいじめの事例についての協議などを行っております。それが2ページ目以降に細かく書かれております。

続きまして、関係者の懇談ということでございまして、特別顧問であります尾木先生と委員との懇談及び、平成24年度の中学校に引き続きまして、平成25年度は6校の小学校にいじめ防止専門委員が訪問をしまして、そこで主として学校から出されたいじめの事案について教職員との意見交換などを行いました。

4番目の事務局職員の定期的な小・中学校への学校訪問ですが、これは1校当たり二月に1度の割合で事務局のスタッフが市内の小・中学校を訪問いたしまして、生徒指導関係の教職員等と懸案ケースなどの情報交換を行いました。

続きまして、3ページになりますけれども、5番目の広報・啓発活動でございます。

子供に対しましては、6月からインターネットによる相談の受け付けを始めました。また、いじめ相談カードやいじめ防止専門委員会に関するリーフレットを市内の全小・中学生等に配付しております。

次は、実際に相談のあった相談・通報の内容でございます。

次のページをお願いします。

最初に、経路別の受け付け状況をごらんください。

一番多かったのが、保護者で合計14件でした。次に多いのが学校の6件、そのあと子供本人の4件、あと福祉事務所の3件という状況でございました。

続きましては、また次のページをめくっていただきまして、いじめの種類別と年齢別のいじめ相談の受け付け状況でございます。

いじめにつきましては、大きく分けますと物理的なもの、心理的なものがございまして、合計といたしましては、物理的なものが11件、心理的なものが25件となっております。学年別に見ますと、全般的にあるんですけども、特に多いのは中学校の1、2年生という状況でございます。

次のページをお願いいたします。

これは、平成25年度の活動の成果と課題がまとめてあります。

成果といたしましては、先ほども申し上げましたように、学校からの相談が徐々にふえてきていると、あるいは広範な市民の各層からの通報も受けるようになってきておりますということから、学校を含めまして幅広い層から委員会の存在と活動が認知されつつあるのではないかと思います。また、個別のいじめの相談の中でも、保護者と学校の話し合いの場に委員会の参加を要請されたケースもございました。そこでは、円滑で身のある相談が行われて、解決につながるような支援ができたと聞いております。これは、いじめ防止専門委員会が持ちます専門性とか第三者性を有効に活用できた事例であったのではないかと考えております。そのほかとしては、相談の終結後も事務局のスタッフ等の定期的な学校訪問で、その児童・生徒の状況を確認するなど、その子供に対しましてフォローをしていくシステムが定着してきたのではないかなということも大きな成果とっております。

その一方で、課題といたしましては、委員会の活動等に対しまして、子供、保護者、学校教職員及び市民に対してさらなる啓発を行いまして、より広くもう少し認知していただきまして、早期相談、早期解決を図ることができるようにしていくことも必要だと考えております。

また、平成24年と比較しますと、子供の相談が2件から4件にふえました。けれども、まだまだ数的には多いとは言えないと思います。ですので、今後は子供本人から相談しやすいような窓口づくりということも大きな課題であるかなと考えております。

最後になりますが、次のページをごらんください。

これは、平成26年度の活動計画でございますけれども、活動計画につきましてはおおむね前年度のとおりでございますので、ここでは細かな説明のほうは省略させていただきますけ

れども、今後とも通報・相談があった事案については一つ一つ丁寧に対応していき、解決を支援していくこと、そして、いじめ防止の取り組みを市全体に広げていくために、さらなる広報や啓発を行っていくことが大切であると考えております。

活動報告としては以上でございます。ありがとうございました。

○委員長（澤野 伸君） それでは、質疑に移らせていただきます。

質疑のある方。

○委員（富田牧子君） 済みません、子供本人から4件相談があったということですが、子供からの相談というのは、どういう経路で相談が来るのでしょうか。

○人づくり課長（川合 俊君） 先ほど申し上げましたように、インターネットの相談受け付けとかもございますけれども、これについては余り今はちょっと少ないので、相談電話に直接かかってくるケースが多いです。これはフリーダイヤルになっている電話もありますし、そうじゃない電話もあるんですけど、電話が多いです。

○委員（富田牧子君） もう1つ聞こうと思ったのはインターネットですけど、それは余りないということですかね、まだ。

○人づくり課長（川合 俊君） 6月から始めましたが、今のところ1件ということですが。

これにつきましても、やはり啓発が足りないと思いますので、先ほど言いました本人からの相談ということも含めまして、よりもう少し何か啓発というか、PRしていきたいと考えてはおります。

○委員（富田牧子君） そのインターネットは、例えば中学生からとか、別に小学生でもインターネットの相談は受け付けるということですかね。

○人づくり課長（川合 俊君） そうでございます。

ただ、今の段階ですと、名前なんかはよろしいんですけども、連絡先だけは必ず必須入力というふうになっておりまして、それを入れないと受け付けない状況になっておりますので、取っかかりがインターネットであって、あとは面談するとか電話というふうになっておりますので、最初の相談のきっかけがインターネットということでございます。

○委員（富田牧子君） もう1点だけ聞きたいんですけど、実は結構先日ショッキングな事件があったというか、中学生が先生を殴ったか何かちょっとよくわからんけれども、胸ぐらをつかんで何かやって警察に通報されたというのがありましたよね。そういう子供たちというのは、こういういじめの部分で、大体いろんな子供たちがいるわけですけど、そういうところには関係はしてこないですか。

○人づくり課長（川合 俊君） 私が知っている限りでは、関係していないと思っています。

○委員（亀谷 光君） 関連ですが、それはどこで調整しているんですかね。今の事件がありましたよね。その対応はどの所管というか、どこでどうされましたか、あれは。

○市民部長（西田清美君） これは、教育委員会のほうで対応しております。

○委員長（澤野 伸君） 他に質疑は。

○委員（伊藤英生君） これは相談を受けた件数ということで出てきておりますけれども、把

握しているいじめ全体の件数のうち、どれぐらいこの専門委員会のほうに入ってきているのか、そういった割合は漠々とわかりますでしょうかね。

○人づくり課長（川合 俊君） 学校が認知している件数は把握しております。ただ、それは件数的には全然違います。学校は学校で解決しているケースもございますので。

○委員（伊藤英生君） おおむね、大体どれぐらいとかはわかりますか。

○人づくり課長（川合 俊君） いじめの認知件数ですけれども、平成23年度が114件、平成24年度が113件、済みません、平成25年度は数字は把握しておるんですが、ちょっと今は持っておりませんが、これは教育委員会が認知している件数でございます。

○委員（伊藤英生君） わかりました。

○委員（富田牧子君） 済みません、この学校への定期訪問を見させていただきますと、本当によく回っていただいているというふうに、ちょっとびっくりしたというか、思うんですね。これだけいろいろよく回っていただいている、それでもってこの間のような事件が起きたということが、私はちょっとショックだったというふうに思っているわけです。

行って、いろいろなお子さんの状況とかも、これだけ回数的に行けば、いろんな話もできる、学校の中で先生と意見交換もできると思うんで、ああいうことに至らないように、何かせっかく訪問していただいているいじめ防止専門委員会の定期的な学校訪問が役立つと言ったらおかしいですけど、単にいじめがあるかないかとか、そんなことだけじゃなくて、もっと子供たちの状況をしっかりいろいろつかんでいただいてやっていただけると、せっかく回っていただいているのも効果があるなと思うので、どうしても事件は起こりますけど、そんなことを言っても起こるので、起きないようにするという事ではないですけど、もっともっと、せっかく回っていただいているんで、子供たちの状況をもっとつかんでいただけたらなと思いました。

○委員（伊藤英生君） 済みません、このいじめの啓発活動ですね、相談窓口とか、こういうところでお願ひします的なやつはよく見るんですけれども、例えばいじめかどうか非常にわかりにくいケースみたいなときに、チェックリスト的なものとかが配付されていると非常にわかりやすいかなと思うんですね。こういう異変があったら、これはひょっとしていじめかもしれないかもしれませんよというようなチェックリストをぜひつくって配っていただきたいなと思っております。

ネットいじめだと割とそういうようなことが書いてあるんですけれども、具体的に生活の中で、こんな異変に気がいたら、これはひょっとしていじめかもしれない。こういったようなものを配っていただくと、周りもいじめなのか、いじめじゃないのかちょっとわかりにくいケースだなというときも、そのチェックリストを見て、ひょっとしたらというふうに気づくきっかけになればいいかなと思いますけれども、そういうものをつくったりとか、そういうお考えはございますでしょうか。

○人づくり課長（川合 俊君） それなんですけれども、保護者に対してもそういうパンフレットをつくっておりますけど、その中でそういうことをちょっと記載はしております。済み

ません、以上でございます。

○委員（川合敏己君） 本当によく活動してくださっているんだと思います。

1つお伺いしたいのは、御嵩町のほうで「子どもの笑顔づくり条例」というのができました。これが可児市で言う子どものいじめの防止に関する条例になっているんだと思うんですけども、済みません、そこで第三者機関が設置されているかどうかちょっとわからないんですけども、可児市御嵩町中学校組合立共和中学校ですね。ここに関しては、御嵩町のほうで条例ができた段階でどういようなかかわり方をしているのか、ちょっともう一度教えていただけませんかでしょうか、可児市の兼山の生徒に関して。

○人づくり課長（川合 俊君） 基本的には条例でございますので、属地主義といいまして、可児市だけしか範囲がないわけでございます、兼山に住んでみえる子供については当然条例の対象になりますけれども、学校につきましては管理者が組合になっておりますので、そこではちょっと可児市のほうは入っていけないということがございますので、済みません、細かくはちょっと4月からでございますのであれなんですけれども、協力要請的なことぐらいしか今のところは行ってないということでございますので、直接学校には入って行ってないということでございます。

○委員（川合敏己君） ありがとうございます。

ちょっと何かわかったような、わからんような。学校で起こることに関しては、そうすると御嵩町のほうで、そして自宅に帰ったら可児市。

○人づくり課長（川合 俊君） 簡単に言うとそうだと思いますけれども、要するに属地で、可児市の中については条例の規制が及ぶわけでございますが、一応共和中学校は組合立の学校になっておりますので、条例では直接は縛れないということでもありますので、もしそういうケースが起きましたら、御嵩町の教育委員会と協力して解決に当たるという方向なんでございますが、ちょっとうまく説明できなくて申しわけありませんが。

○委員（川合敏己君） 具体的には、そういった事例というのはまだ報告がなされていないんですか。

○人づくり課長（川合 俊君） 私は見たことがございません。

○委員（川合敏己君） わかりました。

○委員長（澤野 伸君） いいですか、川合委員、今のあれで。

多分、御嵩町の条例ができましたね、その条例の守備範囲のことを聞かれたと思うんです。共和中学校では、所在が御嵩町なんで、条例が入ると思うんです。ただ、兼山の子は共和中学校に入っていますよね。そうした場合の部分で、兼山の子については可児市の条例の対象になると思うんですけども、その兼ね合いはどうかということをお聞きになったと思うんですが。

○人づくり課長（川合 俊君） 済みません、誤解しておりました。

共和中学校の場合は、組合立の学校でございますので、御嵩町の条例の中にそういうふうな規定があればと思いますけれども、ちょっと確認していないんですけども、基本的には

御嵩町の学校でもなくて組合立の学校でありますので、そういうふうに御嵩町の条例がなっておれば御嵩町のほうが管轄するとは思いますが、確認しておりませんので、また後で調べて、済みません。

○委員長（澤野 伸君） はい、お願いします。

○委員（川合敏己君） お願いします。

言いたかったことは、要するに、すぼんとそこだけ抜けちゃっていることがないように、うまく御嵩町と協力してやっていただきたいなというのがありますものですから、よろしく願いいたします。

○人づくり課長（川合 俊君） わかりました。

済みません、また調べて御報告するようにいたします。

○委員長（澤野 伸君） よろしくお願いします。

ほかによろしいでしょうか。

[挙手する者なし]

発言もないようですので、次の議題に移ります。

事前質疑のほうに移らせていただく前に、ちょっと5分間だけ休憩をとりたいと思いますが、よろしく願いをいたします。

再開は、10時25分とさせていただきます。

休憩 午前10時20分

再開 午前10時26分

○委員長（澤野 伸君） それでは、休憩前に引き続きまして次の議題に移らせていただきます。

事前質疑に移ります。

事前通告による質問がありますので、質問者の説明を求めます。

1 問目をお願いいたします。

それでは、富田委員より、よろしく願いいたします。

○委員（富田牧子君） 社会貢献システムモデル事業の進捗状況について、議会のほうもしっかり見ていくということはこの前たしか言ったと思いますので、この委員会もこれで最後になりますが、2カ月を過ぎて、Kマネーの発行状況と流通状況はどうか、Kポイントの付与団体数と登録者数はどうなっているか、目的であるボランティアの発掘というのは徐々にできているのかどうか、お尋ねします。

○委員長（澤野 伸君） 同じく社会貢献システムについて、川合委員、お願いいたします。

○委員（川合敏己君） 社会貢献システムモデル事業についてですけれども、この制度を推進することにより、ボランティアを強制されるような雰囲気づくりをつくることにならないかということで、市民の方からも、議会でも取り上げられたものなんですけど、改めてこういった御意見を議会報告会の中でも聞きましたものですから、本委員会におきましても、この点

について質問をさせていただきます。また、スタート3カ月目の現況についてもよろしくお願いたします。

○地域振興課長（坪内 豊君） それでは、私から社会貢献システムモデル事業の進捗状況・現況について説明をさせていただきます。

まず、Kマネーの発行と流通状況でございます。

5月末現在のKマネーの発行ですけれども、33件ございまして、金額は339万9,000円になります。これは、予算額が3,885万1,000円でございますので、全体の8.7%が発行されたという状況でございます。この33件のうち、補助金が27件で336万9,000円分が出ております。それから報償費は6件で、3万円分が出ております。補助金全体からいきますと、補助金の中では10.7%が出ておりまして、報償費はまだ0.4%という状況でございます。

補助金の内訳としましては、住宅リフォーム助成金が26件ございまして229万4,000円分、それから商工振興事業補助金が1件で107万5,000円分が出ているという状況でございます。それから、報償費につきましては、全国大会出場激励金が5件で2万6,000円分、それから資源集団回収奨励金が1件で4,000円分といった状況でございます。

続きまして、流通状況なんですけれども、これも5月末現在ですが、5月末締めKマネーの地域通貨負担金の請求額が10万円ちょうどになっております。したがって、先ほど全体の発行額から見た場合の流通といいますか、請求があった分というのは発行の2.9%になりますので、まだそれだけという状況でございます。

使用先につきましては、小売業が今のところ多い状況なんですけれども、ただこれは少数ですので、ちょっと統計上の数字にはまだならない状況かなというふうに考えております。概して言えますのは、これは発行・流通ともこれから本格化してくるということかなと考えております。

続きまして、支え愛ポイントの付与団体数と登録者数についてでございます。

まず、付与団体数につきましては37団体に付与しておりまして、登録者は、5月末なんですけれども326人でございます。これまでも社会福祉協議会と連携をしまして説明会、それから各団体の総会等で説明のほうをさせていただいてきております。3月28日に説明会を行った際には、既存のグループの方を中心に説明をさせていただいたんですけれども、90人ほど参加をいただきました。こういったところもございましてふえておりまして、現在も人数としてはふえているという状況でございます。いろんなところからの声としましては、団体、個人ともおおむね好評な声を今の時点ではいただいておりますという状況でございます。

それから、一番大事なボランティアの発掘についてでございますが、こちらのほうは、先ほどの既存のグループではなくて、新規の方を対象にした説明会を社会福祉協議会と合同で4月17日に開催をしております。このときの参加者数は15人ございました。そのうちで、実際に今回登録をされた方が7人見えるという状況でございます。それから、地域での浸透を、これは地域で浸透していくことが一番大事でございますので、そういったことを図るために、5月10日の自治会長研修会で自治会長宛てに説明をさせていただいております。説明

会以外では、「広報かに」はもちろんなんですけれども、CTKとかFMらら、それから各種新聞、NHK、こういったマスコミにもかなり取り上げていただきまして、そういったところで興味を持った方から市や社会福祉協議会に対しまして、直接窓口に見えたりとか、電話で問い合わせをいただいております。

さきに述べました、説明会以外で新規に参加した人数というのは、現段階では不明な状況なんですけれども、これは検証の時点で明らかにしていって、そういった興味を持った方々でふえた方はどのぐらい見えるのかということをしっかり説明をさせていただきたいというふうに考えております。

それから、先ほどボランティアを強制される雰囲気というお話がございましたが、そういう雰囲気をつくるとか、やる気をそぐとか、そういったお話は私どものほうには入ってきておりません。これは、社会福祉協議会にも確認をしながら、常に連携をとりながらやっておりますので、そういった声があるかどうかということも聞いておるんですけれども、特段そういう話は今のところ聞いていない状況でございます。全体として、これまで地域振興課の窓口に見えた方から「応援します」という声をいただいたりとか、社会福祉協議会からは、各地区の団体をいろいろ回っておりますので、そういった中で活動が認められてうれしいとか、励みになるとかといった意見をいただいているというふうに聞いております。

ただ、先ほどの議会報告会でもいろんな御意見は大変貴重だと考えておりますので、十分そういったことを考えた上で運用していきたいと考えておりますし、今後は検証に向けてましてアンケート、それから各団体の聞き取りとかをしまして、幅広い多くの御意見を聞いていきたいと考えております。以上です。

○委員（富田牧子君） 済みません、ちょっと新規の方を何か4月17日に15人説明をしたということなんですけど、ポイントの付与団体は決まっているので、新規の人という意味がちょっとわからないんですけど、その方々は新たにボランティアのサークルに入られたとか、そういうことでしょうかね。

○地域振興課長（坪内 豊君） おっしゃるとおりで、今まで全く入っていなかった方で、今回のこの制度がきっかけといいますか、やってみたいなという興味を持たれたという方が新しく登録をされて団体に行かれるというような方々でございます。

○委員（川合敏己君） 社会福祉協議会でボランティア登録をということなんですけど、過去にちょっと問題を起こしてしまったような、いわゆる問題のある方かどうかの審査というのは、予算決算委員会の中でもちょっとどうなんだと言っていたんですが、この点については何か話はまとめておりますか。

○地域振興課長（坪内 豊君） 特段そういったところのお話は社会福祉協議会のほうからは聞いてはいないんですけれども、ただ、これは地域支え愛ポイント制度云々のところではなくて、ボランティアが抱える潜在的な問題ではなくて課題だと思うんですね。いろんなところで、ポイント制度なしでも、ボランティアをやられれば、危険な方という表現が正しいかどうかあれなんですけど、危険なことが起こり得るということなのかなと思っているんです

けれども、ただ、だからといって事件があっただと認識しておりますので、ボランティアを集めて実施をされる団体、こういった方々できちんとその辺を見きわめていただくような、そういった仕組みが必要なのかなというふうにも考えております。以上です。

○委員（川合敏己君） そうすると、今後、その点についても研究し、考えていくということによろしいですか。

○地域振興課長（坪内 豊君） それは、かなり難しいと思います。

正直に申し上げまして、一人一人の方々、ボランティアでも自発的な活動ですので、一人一人にあんたはいいですよ、あんたは悪いですよなんて話にはできないというのが現実だと思いますので、注意はしていかなければならないと思うんですけども、それを仕組みとしてやれるかどうかというところは難しいと考えております。

○委員（富田牧子君） 済みません、現状はわかりました。

それで、この前の話のときも、本来、最初に言ったときは3年の計画だということだったけど、そうじゃなくて、もっと早く、やっぱりほかの団体でもポイント付与団体ということで広げていくというお話ができていたと思いますけど、今、その準備はどの程度進んでいて、何か合議体をつくってやるということでしたけど、どうでしょうか。

○地域振興課長（坪内 豊君） こちらのポイント付与団体につきましては、やはり現場で一番わかっております社会福祉協議会と連携をとっていくということが大事かなと考えております。定期的にとりかかるとか、組織体をつくる前に、とにかくいろいろ情報を共有しながら会議を開いて、どういうものが今後ポイント付与団体としていいのかわかるか、活動としてどういったところをやっていけばいいのかという話は、そういったことを中心に今ずっと議論をしてきておるところでございます。そういった社会福祉協議会との話の中、市民の方のいろんな御意見をお聞きしながら、社会福祉協議会とそういう意見をまとめて、今度PTをつくりまして、その中でまた検証をしていくという段階を踏んでいきたいというふうに考えております。

○委員長（澤野 伸君） ほかに質問はよろしいですか。

[挙手する者なし]

じゃあ、先ほどの川合委員の質問の関連で質問をさせていただきますが、例えばポイント付与団体の権限剥奪規定、いわゆる川合委員が心配されたのは、ボランティアですので、自発的なそういう選別は難しいかもしれませんが、不利益をこうむってしまったとか、そういった場合に、何らかの対処策として、ポイント付与をやっていた団体に対して、こういうことが起きたらやめますよですとか、個人に対しても、こういうことがあったらポイント付与のあれにはもう外しますよですとか、そういったものというのはあるんですか。

○地域振興課長（坪内 豊君） そういった付与団体から外しますというような考え方は持っておりますけれども、今の時点で、この場合はこうという具体的な基準までは持っておりませんので、そのあたりのところは今後整理していきたいなと考えております。

○委員長（澤野 伸君） よろしく申し上げます。

ほかに質問はよろしいですか。

[挙手する者なし]

それでは、次に移らせていきます。

2問目の可児市下水道事業地方公営企業法適用基本計画についてに移らせていただきます。

それでは内容について、富田委員、よろしく願いいたします。

○委員（富田牧子君） 済みません、この前、可児さんのときに説明していただいたということですけど、何分にも忘れっぽくて申しわけないですけど、せっかく新しいのが出ましたので、ざざっと説明していただければというふうに思います。よろしく。

○上下水道料金課長（小栗正好君） それでは、よろしく願いいたします。

建設市民委員会の資料ナンバー3をお願いしたいと思います。

今回、可児市下水道事業地方公営企業法適用基本計画を策定しました。今年度から準備を進めておりますので、その概要について御説明をさせていただきたいと思います。

本計画は、法適用を進めるに当たり、法適用の方針や一連の事務手続の概要、そして検討をしていかなければならないさまざまな問題を整理することで、これからの準備期間における移行作業を円滑に進めることを目的として策定をさせていただきました。

それでは、資料ナンバー3で説明をさせていただきます。

まず、概要についてですが、可児市下水道事業における経営の健全化及び財務状況の明確化を図るため、平成29年度から地方公営企業法を適用する予定です。地方公営企業法を適用することで、下水道事業の財務会計処理については地方公営企業会計方式を採用することとなります。その結果、会計処理においては、損益取引と資本取引という2本立てで区分いたしまして、発生主義による期間損益計算が行われ、財務諸表、いわゆる決算書が作成されます。損益計算書においては1年間の経営成績を、貸借対照表においては一定時期の財政状態を把握することができます。このように、事業内容を把握することで、事業経営の健全性の確保と経営基盤の強化を図っていきたいと思います。

法適用化の準備作業として、今年度から平成28年度までの3カ年にわたりまして、1つは固定資産の調査・評価・台帳の整備、2つ目には法適用移行事務の手続、3つ目には会計システムの構築の作業を行っていきます。

なお、総務省においても、時期は未定でございますけれども、下水道事業の法的化を義務化する動きがあるという状況になっております。

続いて、2番目の基本的方針ですが、移行時期は平成29年4月1日を目指します。法適用の範囲は、財務規定や組織労務規定など、水道事業と同様とします。管理者の設置についても、水道事業と同様に管理者を置かないこととします。

3番目に、今後のスケジュールとして、まず(1)の業務概要ですが、まず固定資産調査及び評価業務があります。最も時間のかかる作業と認識していますが、下水道事業の全ての資産について調査を行い、それらの資産の評価を行います。その結果に基づいて固定資産台帳を整備し、開始貸借対照表の作成を行っていきます。

次に、法適用移行事務支援業務ですけれども、地方公営企業法の適用に伴いまして、関係部局との調整、あるいは例規の整備、収支計画の策定、それから適用初年度の予算調整とか打ち切り決算などの各種たくさんの事務手続がありますので、それを進めていきます。

3つ目に、会計システムの構築支援業務ですが、官公庁会計から地方公営企業会計方式に移行するに伴い、下水道事業の財務会計が発生主義の考え方に基づく複式簿記の会計処理へと大きく変更となるため、それに対応する会計システムを構築する必要があります。また、現在稼働している水道事業の会計システムとの関連性も踏まえて検討していく必要があるというふうに考えております。これら、大きく分類して3つの作業を、裏面にありますスケジュールに基づき行っていく予定でおります。

4番目に、その他でございますけれども、参考までに、全国の公共下水道事業につき法適用している事業数は、平成23年度においては208事業で17.5%の状況となっております。岐阜県においては、現在岐阜市と美濃加茂市が法適用を実施しているような状況になっております。

以上でございます。

○委員長（澤野 伸君） 質問のある方。

○委員（富田牧子君） 時々において、委員会への報告とか進捗状況とか、そういうのは今後もしやっていただけるということですよ。

○水道部長（村瀬良造君） この移行事務自体が予算の問題もございますし、条例の問題等もいろいろございますので、そういった形で議会のほうにいろいろお諮りしないかんことも多々あると思いますので、よろしくをお願いします。

○委員長（澤野 伸君） ほかに質問のある方、よろしいですか。

[挙手する者なし]

じゃあ、次の質問に移らせていただきます。

川合委員、よろしくをお願いします。

○委員（川合敏己君） いよいよ本格的な運用が始まったKYBスタジアム、運用上懸念される問題は現段階ではありますでしょうか。また、駐車場の整備計画についてお願いをいたします。

○スポーツ振興課長（長瀬繁生君） それでは、御質問の運動公園の運用上の懸念される問題についてお答えをいたします。

運動公園には、4月にオープンしましたKYBスタジアムを初め、テニスコート、グラウンド、B&G体育館、弓道場などの多くの施設がございますので、土曜日、日曜日など、各種目の大会が重なった場合の駐車場の混雑を一番心配するところがございます。混雑や不足する場合の対応といたしましては、運動公園の中にごございます約350台分の既設の駐車場のほかに、隣接します県のトラクターの練習場用地、ここに約100台分の臨時駐車場として借用をいたします。また、利用されます主催者の方には乗り合わせでの来場をお願いするなどをして対応をまいります。

また、今後、プロ野球の2軍戦等の大規模なイベント開催時につきましては、自動車での来場者が多いことが予測できますので、運動公園のグラウンドを臨時駐車場として利用いたします。グラウンドには約850台から900台分を確保いたしますし、また市の駐車場等からのシャトルバスの運行も計画しております。

次に、駐車場の整備計画はあるかという御質問でございますが、今のところ整備計画はございませんので、現状の駐車場で運用をしております。以上でございます。

○委員長（澤野 伸君） この件について、質問はありますでしょうか。

○委員（川合敏己君） 先ほど、トラクターの練習場をとということだったんですけれども、そこについては、現行、本当にそこに無理してというか、駐車場ではないんですけども、何か詰め込んでいるような感じを受けると。要するに、駐車場じゃないもんですから、ちょっと段差とかで車が傷ついたりとかというようなことが今後問題として上がってこなければいいなあと、ちょっとそういうふうに私は思っております。

それに関連して、県の土地の件とかというのは聞けますか、いいですか。答えられますかね。今トラクターの練習場の話があったもんですから、ちょっと県有地のことについて、もし御報告いただける内容があればお聞かせ願いたいんですが。

○建設部長（西山博文君） 用地の関係につきましては、ちょうど都市整備課が窓口になっておりまして、その状況を言いますと、三、四年前ぐらいからこの話はございました。ただ、今状況的に県と交渉しておる中では、用地の単価がやはりちょっと合わないということで、しばらく冷却期間も置いておったんですが、この1年ぐらい交渉も再びしてきましたが、やはり単価的にまだ折り合えないと。あそこに研修センターという大きな建物がございます。これやなんかも現実的には今建物としては何らかの利用はできるのかもしれませんが、今、市としてあの建物をどう利用するというようなことは具体的にはありませんし、となるとその撤去費なんかかなりの金額がかかるわけですね。

そうした面やなんかを見まして、県が提示される単価と私どもが試算する中の単価というのがちょっと折り合わないということで、ずうっと話をしてきたんですが、こういう膠着状態が続いておりまして、この間、県と最終的には一遍白紙に戻すというんですか、冷却期間を置くということで、今そういう状況になっておるということでございます。以上でございます。

○委員長（澤野 伸君） 他に質問は。

〔挙手する者なし〕

4問目に移る前に、先ほどの回答部分で、人づくり課長から御説明をよろしく願いをいたします。

○人づくり課長（川合 俊君） どうも済みませんでした。確認してまいりました。

御嵩町は、川合委員御指摘のとおり、平成26年4月1日に「御嵩町子どもの笑顔づくり条例」というのを施行されております。それにあわせて、中学校のほうの組合議会のほうも御嵩町の条例に準用するというのを決めておりますので、学校に関しては共和中学校に

通っている兼山の子は共和中学校のほうですので、学校については組合議会の条例によります。ですから、先ほど御質問があったように、またちょっと変な話になってしまうかもしれませんが、子供自身につきましては可児市の住民ではあるんですけども、学校に関してはそういうような組合立の学校ということがございまして、学校のほうにつきましては組合の条例の適用になるということでございます。

わかりにくいですか、済みません。

○委員長（澤野 伸君） この件について、御質問があれば。

〔挙手する者なし〕

じゃあ、例えばですけど、共和中学校に在籍されている生徒、兼山の御出身の方で、学校内でいじめを受けた事例があった。発覚したのは学校内、発見・相談を対応したのが学校の先生だったけれども、御本人が可児市の第三者機関にまず相談をされたということで、可児市のほうで状況確認をして対応を図ろうとした場合、ただ学校でも把握しておったので、学校で条例内において調査を進めてきたといったときに、どちらを優先し、またどちらの協議をされるという部分で、その混在する部分というのの取り仕切りというのはどちらがされるというのは、ケース・バイ・ケースだと思うんですけども、その条例に、同じような条例ですね、第三者機関を持ちましょうということであれば、その協議というのとは何かされたんでしょうか。

○人づくり課長（川合 俊君） 済みません、その協議についてはちょっとわかりませんが、今のケースであれば組合立の条例のほうに適用されますので……。

○委員長（澤野 伸君） 組合立というのは、学校の中のということですよ。

○人づくり課長（川合 俊君） そうです。組合議会というか、その組合のほうの条例に従います。

○委員長（澤野 伸君） 町の条例ではないということですね、じゃあ。

○人づくり課長（川合 俊君） そうですね。組合は、町の条例を準用すると言っているの、同じ内容なんですけれども、それは組合の条例としてやっているという意味で、今のケースの場合は、第三者機関については御嵩町の条例に準用するわけですから、そちらのほうに行きます。

○委員長（澤野 伸君） 行くということですよ。

ただ、生徒が可児市側のほうに相談があって、御嵩町の第三者機関と可児市側の第三者機関との協議に入りますよね、両方でわかるわけですから。そういった場合の取り仕切りというのはどんなことになるんですかね。

○人づくり課長（川合 俊君） そういった事例は今のところ特に聞いておりませんが、その場合については、可児市と御嵩町なりとよく協議をしてやっていくんだと思うんですけども、ちょっとまたその細かい内容についてはまだできていないとは思いますが、今後やっていかないとはいけないのかなと。

○委員長（澤野 伸君） 御嵩町の条例によって、第三者機関の設置条項というのは入ってく

るわけですね、これはたしか。

○人づくり課長（川合 俊君） そうですね、第三者機関は入ります。それに準用するという
ことですので。

○委員長（澤野 伸君） そうすると、やはり御嵩町の第三者機関が動くということになりま
すよね。解釈上、そうなりませんか。

○人づくり課長（川合 俊君） 組合のほうにも第三者機関があるべきだとは思うんですけれ
ども、条例にあるわけですけど、多分組合といっても少人数でございますので、恐らく御嵩
町ので対応するのではないかなと思います。

○委員長（澤野 伸君） 御嵩町の第三者機関を使うということですよ。多分そうかなと思
うんですけど。

○人づくり課長（川合 俊君） 準用ですので、どこまで御嵩町が考えてみえるかというのは
ちょっとわからないですけど。

○委員長（澤野 伸君） まだ。じゃあ、今後協議して。

○人づくり課長（川合 俊君） そうですね。

○委員長（澤野 伸君） はい、わかりました。

○委員（川合敏己君） そうすると、いじめ防止対策推進法の中で、いじめ問題の地域の連絡
協議会みたいなもの、努力義務みたいな形でやるように言っているんですけど、そちらとの
関係というのは、基本的に今の話というのは出てくるんですよ、そうすると。要するに、
組合立共和中学校なので、そちらのほうの協議会が対象となっているいろいろな問題解決に当たっ
ていただけるというふうに考えればいいんですよ、そうすると。

○人づくり課長（川合 俊君） そうだと思います。

○委員（佐伯哲也君） 何にしても、一番心配されるのは、今の委員長が言われたような事例
があったときに、子供自体がたらい回しにされて、いじめ問題がいつまでたっても解決され
ないというのが問題ですよ。ですので、ルールは運用するに当たって必要なもので、ルール
はルールで決めていただいて、その中だと今のような事例があったときには組合内の条例、
すなわち御嵩町の条例に準ずるということでやっていくと思うんですが、それが可児市の子
供であって、可児市のほうへ連絡があった場合に、例えば中学校のエアコンの見積もりの問
題じゃないですけど、皆さんが皆さん注意をして、こちらのほうから、ルールではないけれ
ども、電話を受けた可児市の担当者が御嵩町なり学校の組合のほうに行って、この間の問題
はどうですか、大丈夫ですかねという、その心をもうちょっと使ったサポートをしていつ
もらえれば、今のようなルール上の中でしっかりやっていけると思いますので、そこだけは
ちゃんと横の連絡をとり合って、ルールだけで決めるのではなくて、それ以外の厚いサポー
トというのでやっていつもらえればいいと思いますので、よろしくをお願いします。

○委員長（澤野 伸君） よろしかったですか、この件については。

〔挙手する者なし〕

それでは、4問目の質問に移らせていただきます。

富田委員、よろしく申し上げます。

○委員（富田牧子君） 済みません、私、山根議員の一般質問に出てくるとは知らなくて、それより先に出したので、重なるところもあると思うんですけど、この件について、委託先と契約内容・期限ということと。それで、委託先をこの間の広報で見たら、すごくびっくりしたんですけど、なぜそこになったかも教えてほしいと思います。

前から問題のありました偽装請負にならないために、どのように業務を行わせているのか。というのは、この前、伊藤委員が質問したときはよその例でしたが、ことしの2月に東京の足立区で法務局の立入調査が行われまして、窓口での書類の受理・不受理の判断も、これを行うことは公権力の行使に当たって、民間業者が行うことは認められないという指導がされたということで、本当に可児市はこれからやるわけですけど大丈夫でしょうかということで、教えてください。

○市民課長（豊吉常晃君） それでは、市民課窓口業務の民間委託についての御質問にお答えします。

1点目の、委託先と契約内容・期限でございますが、委託先は東濃建物管理株式会社でございます。所在地は可児市広見でございます。履行期間でございますけれども、本年、平成26年7月1日から平成29年6月30日までということで、3年間の長期継続契約をしておるところでございます。

契約内容でございますが、まず契約金額でございます。

3年間の総額でございますけれども、9,394万9,164円ということでございます。本年、平成26年度につきましては、そのうちの9カ月間ということになりまして2,348万7,291円でございます。

契約内容のうちの窓口の開設日でございますけれども、毎月第1、第3の日曜日の休日窓口を含めた市民課窓口の開設時での対応業務でございます。また、業務内容でございますが、住民票の写しや戸籍に関する各種証明書の受け付けと交付に関する業務、印鑑登録に関する業務、旅券の申請受け付けと交付に関する業務、フロアサービスに関する業務等としております。この一方で、住民異動や戸籍の届け出につきましては、この契約内容に含めておらず、これまでどおり職員が対応するものでございます。

業務体制につきましては、現場責任者を常時配置すること、業務内容に精通した従事者の配置や窓口の状況に応じた適切な人員配置を確保する等を契約内容としておるところでございます。

2点目の御質問の、偽装請負にならないためにどのような業務を行わせるのかという点でございますけれども、先ほど言いましたように、現場責任者を常時配置させ、その責任者の指揮管理のもとにおいて自己の責任を持って業務を行う点。また、従事者と市の職員との混在を避け、業務マニュアルの作成や研修の実施も受託者のほうが実施するなど、労務管理上の独立性を保ち、また業務処理上の区分を明らかにして適正な請負業務を実施するものでございます。こうした点につきましては、事業者との連携が大事でございますので、現在その

詳細について打ち合わせをしておるところでございます。また、市の職員につきましても、こうした請負と派遣との違い等のしっかりした認識を持つことが大事だということで、先日も研修を行いましたし、今後ともその点をしっかり徹底してまいりたいと考えておるところでございます。

3点目の、東京都足立区で起きました書類の受理・不受理の判断の点につきまして、法務局の立入調査が行われて指導が行われたということで、これにつきまして可児市は大丈夫かということの御質問についてでございますけれども、足立区におきましては、戸籍事務の届け出の受理、受け取りですね、こちらのほうを民間事業者の委託内容に含めて、その受理・不受理の判断を民間事業者のほうが行っていたということで改善を指導されたというふうに聞き及んでおりますけれども、可児市におきましては、先ほど申し上げましたように、今回の委託業務には戸籍の届け出は含んでおりませんものですから、受理・不受理の判断はこれまでどおり市の職員が行うということで問題ないところでございます。

また、先ほどの御質問にございました受託者の決定につきましてでございますけれども、プロポーザル審査という事業者からの企画提案を受けた形でする手法がございまして、3月に審査会を開いて実施して、その審査結果におきまして受託者が決定したという経緯でございます。以上でございます。

○委員（富田牧子君） 済みません、この委託先についてですが、東濃建物管理は1回指名を外されたという問題がありますよね。今回、こういうことは問題にはされなかったんですか。

○市民課長（豊吉常晃君） 昨年12月の委員会の際に、本年度から委託業務を進めたいという意向を御説明させていただきました。そのときには、なかなか業務の実績等も含めまして市内事業者では難しいというお話も私のほうからさせていただいた経緯もございまして、その後、市内事業者のほうから、ぜひ市内の業務について取り組みたいという意向が市のほうに寄せられまして、そういったことも含めまして、総合的にプロポーザルの審査の業者の中に含めた上で事業提案をいただき、その全体的な評価の中で決まってきたと認識しております。

○委員（富田牧子君） どのような提案があったわけでしょうかね。

○市民課長（豊吉常晃君） プロポーザルの審査につきましては、7項目、今回の事業につきましての見積もりの提案、金額も含めて、業務の執行内容、業務の執行手順、業務遂行の体制、また緊急時での対応、クレーム対応等も、そういった部分も含めて事業提案をいただきまして、それを数値化した基準に基づきまして審査会において評価をされたという内容でございます。

○委員（富田牧子君） 私も、まさかここが受託するとは思わなかったですよ、はっきり言って。もっと市外の、あの子どもの話では、よその例の話でパソナとか、いろいろそういう会社とか何か出てくるのかなと思ったんですけど、あとの2社も結局は市内業者だったということですか。

○市民課長（豊吉常晃君） 3社でプロポーザル審査を行いました。最初は4社に声をかけさ

せていただいたんですけれども、1社はこちらの提示した想定金額よりも、とてもそれではできないということで辞退が1社ございましたので、3社で審査を行ったところでございますけれども、こちらの受託業者以外の2社につきましては市外事業者でございます。

○委員（富田牧子君） 済みません、それで、山根議員の話の中で聞いていた話では、雇いどめの職員が7人いて、その人はこの受託業者のところへ移って社員となるんだというようなお話があったと思うんですけど、これってそうですか。

○市民課長（豊吉常晃君） そのプロポーザル審査のときも事業提案でございましたけれども、企業としましては、経験のある現在の臨時職員につきましても、ぜひ経験を生かして今後とも従事していただけたらという意向を示されました。その上で、その事業者のほうから個別に現在の臨時職員のほうに接触をといますか、説明をされまして、その上で今11人の臨時職員が証明書等に従事してみえるわけですけれども、その中で7名の方が継続されたということになったことを聞いております。

○委員（富田牧子君） それから、現場責任者の権限についてお尋ねをします。

○市民課長（豊吉常晃君） 現場責任者につきましては、その従事者の方を指揮命令していただく責任者でございますので、業務の遂行につきましては、その現場責任者の方と、随時、市と業務の連携をとり、市民サービスの向上を図るという立場にあることと思っております。

○委員（富田牧子君） それで、現場責任者は窓口のどこにいるのかという話と、それから戸籍は職員がやるということになりましたので、戸籍の窓口とは別になっているのか、どうなんでしょうか。

○市民課長（豊吉常晃君） 現場責任者は、常時配備するということになってございまして、現在の窓口係というのが市の職員にございますけれども、そちらのほうに従事し、指揮管理をするという体制にしてございます。

あと、戸籍については、今の職員体制と変わらずの届け出受理体制でございます。

○委員（富田牧子君） ですから、その戸籍のところは別に場所が分かれているということですよ、窓口のところでも。

○市民課長（豊吉常晃君） 戸籍と、それから住民異動等ですね、転入とか転出、そういったところの職員がそのまま配置するところは受託業者とは分かれていますけど、ただ、物理的にパーティション等で仕切るとか、そういうことではなくて、業務の区分をしております。

○委員長（澤野 伸君） ほかに質問。

〔挙手する者なし〕

ちょっと済みません、私も関連で今いろいろお聞きさせていただいた部分で、プロポーザル方式で市内業者に決められたということなんですけれども、例えばこれは新規参入しない事業者ら育成の観点で、新規参入をもくろんだ取り込みということは全然しなかったんですかね。声かけを4社やられたというんですけれども、その中では市外事業者ということだったんですけれども、項目を上げて、市内の事業者に、これだったらできませんか、例えば公共事業も減ってきておる、今はちょっとあれですけれども、そういった中で新規の新しいこ

ういう部分での事業の参入はいかがですかとか、そういった部分でのこちらからの働きかけですとか、何かのそういう働きかけというようなものは一切なかったかどうかという部分でちょっとお聞きしたいんですが。

○市民課長（豊吉常晃君） プロポーザルの事業者の選定につきましては、1つには公募型でプロポーザルを行うという手法もございます。また、今回は、こちらからの指名型という形でプロポーザル審査を行ったところでございますけれども、今回は公募型で、単純作業を行う業務でもないものですから、しっかりした業務をやっていただけるようなところを指名型ということでさせていただいたところでございますので、今後は市内の事業者の方にも、3年間はまず契約をさせていただきましたので、その後につきましては、今後また選考方法も含めまして検討していきたいというふうには考えております。

○委員長（澤野 伸君） ありがとうございます。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

5番目、土田渡地区水害残土埋立地開発の進捗状況について御説明をお願いいたします。

○建設部次長兼用地課長（樋口孝男君） 担当が用地課のほうでございますので、私のほうから説明をさせていただきます。

この事業地につきましては、面積が約2万8,000平米、関係地権者が49名お見えになります。そのうち、きょう現在で約2万4,500平米、割合で87%ほどの買収が今完了しております。それで、あと未買収の面積につきましては約3,500平米で、買えていない方の人数は6名お見えになります。

その方のいろいろな諸事情があるわけですが、個人情報になるんで細かいことは言えませんが、替え地を希望されてみえる方とか、相続がまだできなかった方とか、本人は売る気があるけど抵当権がついておって、抵当権者のほうがなかなか抵当権を解除してくれんとか諸事情がありまして、6名ほど買えてはおりませんが、そのうちの2名は一応替え地のほうが大体進んできましたので、何とか秋ぐらいまでには終わって、残ってくるのが4名で、面積が1,000平米ほどが残ってきて、その4名がどこまで頑張られるかちょっとわからないんですが、その辺が今最後の詰め頑張っておりますので、よろしくをお願いいたします。以上です。

○委員長（澤野 伸君） ありがとうございます。

そうしますと、いわゆる公園化の事業に移行させる部分で、目算としては、大体事業の計画のスタート時点というのは、土地開発公社に当然買ってもらわなきゃいけない部分があるんですけど、事業についての目算をちょっと教えていただきたいと思うんですが。

○都市計画課長（瀬瀬新吾君） 用地買収ができてという前提がございますが、用地買収が進めば、平成27年度に事業認可をとり、実施設計に入っていきたいと考えております。以上です。

○委員長（澤野 伸君） わかりました。

そうすると、ちょっと停滞している可能性がある1,000平米、4名の部分について、平成

26年度中に処理ができなかった場合については、1年おくれる可能性というのは生じるのでしょうか。

○建設部次長兼用地課長（樋口孝男君） 今、多目的広場という名称にしておるんですが、東と西と2コートつくろうということで、一応内諾を得ておる方が2名おりまして、その方は一応渡クラブから東側の方でして、そうすると渡クラブの裏の辺は全て買収が終わりますので、平成27年度は具体的に1面は何とか進んでいけるんじゃないかなど。それで、あと4名の方については西側の方ばかりですので、その方については鋭意努力して行って。

ただ、申しわけないですけど、ど真ん中にお2人お見えになりますので、その方がうんと言ってもらわんと西側は動きがとれませんので、その方は今年度中には何とか買えないかなあというふうに努力するつもりでおります。

○委員長（澤野 伸君） とりあえず、今残っている6名の方というのは、一応買収に応じる姿勢での状況でしょうか。もう全く話を聞かないというか、そういうことなのか、買収に応じる姿勢での今ストップというか、停滞しているというか。

○建設部次長兼用地課長（樋口孝男君） だんだん細かい話になるんですが、基本的には今回土田渡り川原田組合という地元のほうの組合が市のほうで有効利用してほしいということで、総会で議決されて市のほうへ買ってほしいということで、そのときに全部測量しないで、あくまで台帳面積で処分するということが決められたんです。

それで、お1人ちょっと県外、遠いところの方なんですが、相続で親の財産をもらって見える方は実測で買ってくれと言われるんですわ。それで、公図上を見ると、どう見ても台帳面積の3倍から4倍ぐらいの面積がありそうなんです。ただ、それはあくまで図面上の話ですので、本人の費用で測量してもらえば買うよという話をさせてもらっておるんですけど、それではなかなか理解が得られないという方がお1人見えます。あと、もう1人は、先ほど言ったように、抵当権のほうはかなり高額の設定がされていまして、地主さんはいつでも売られるんですけど、つけておるほうの方がどうしてもそれだけの土地代金だけでは外せんということと言われるんで、今残っている方はみんな土地は売ってもいいよという方がほとんどなんですけど、その関係のほうの方が外れないということなんで、その辺がちょっと今困ったなあと思っています。

ただ、実際にはめくら地なんで、どうしてあんな大きな抵当権を設定されたのかちょっと僕らも理解できんですけど、地主も土地代金だけ全て上げてもいいよということと言われるので、その辺でもう一遍また話に行つてこようかなあと思っておるんですけど、なかなかその辺が御理解いただけないので、基本的には地主自体はだめという方はほとんど見えませんので、そういう諸事情でなかなか。相続の方もやっと相続は終わって相続人が決定しましたので、その方も近いうちに交渉に行つてこようと思っております。基本的には、売ることについては問題ないと、ただ多少条件がついておるよということですので、よろしく願います。

○委員長（澤野 伸君） ありがとうございます。

この件につきましては、あと質問はよろしかったでしょうか。

[挙手する者なし]

これで、事前通告質問を終わります。

以降は協議事項に入りますので、執行部の皆様、ありがとうございました。御退席いただいて結構でございます。お疲れさまでございました。

ここで暫時休憩といたします。

休憩 午前11時19分

再開 午前11時20分

○委員長（澤野 伸君） それでは休憩前に引き続きまして、協議事項1. 空き家等の適正管理に関する条例の今後についてを議題といたします。

私のほうから、現状について少し皆様に御報告をさせていただきます。

委員会で条例案の最終議決までいただいて、上程はしないということでの今議会の進め方をしておりました。それには、通常国会の議員立法で国のほうでの空家等対策の推進に関する特別措置法の上程があるという情報によりまして、我々可児市議会としての条例の制定は見送るというふうに決めまして、6月議会では見送ったという経緯がありますけれども、実は、皆さん大分いろんなところでの情報収集をされている中で状況がだんだんわかってきていらっしゃると思うんですけれども、今お手元のほうに資料をお配りさせていただきました「中央官庁だより」6月9日の速報での情報と「トピックス」6月12日号でございますけれども、私のほうも情報の確認をとったところ、通常国会では上程はもうないということが2週間前ぐらいにはほぼわかってきておりまして、あと国会のほうの延長もないということですので、これで通常国会での上程はないということが決まっております。

ただ、空家等対策の推進に関する特別措置法については、お読みいただければわかりますけれども、秋の臨時国会で出す動きはあるということでございます。自由民主党のほうの動きを確認したところ、部会での了承はとったということになってきておりまして、秋の臨時国会で年内中には多分出てくるのかなというふうには思いますけれども、かなりこういったような流動的な部分で、民主党の反対の部分もあるということも今これで出ておりますけれども、ちょっとここまで来るとよくわからないなというところになってきておりまして。ただ、それはそれとして、今後我々として条例の部分はどう対応していくかというのは、また皆さんでもう一度協議をして対応を図りたいと思いますので、きょうは協議事項としてのさせていただきます。

これまでの経緯ということで、私のほうから報告をさせていただきましたけど、今、報告の部分での質問があればお受けいたしますけれども、よろしかったですかね。

○委員（富田牧子君） 秋の臨時国会もわからんのでしょうか、実際の話としては。だから、もうとにかく出ないと思った方がいいということですよ。

○委員長（澤野 伸君） 出したいということですが、秋の臨時国会に出したい。通常国会では

出さないということが決まったということだけで、出したいという。

○委員（富田牧子君） だって、税制のところは解決しない限りもう出せれんと思うよ、私。それを待っていても仕方がないなと思いました。

○委員長（澤野 伸君） そこでなんですけれども、この空き家等の適正管理に関する条例の取り扱いについて、皆さんとちょっと協議をしたいと思っておりますけれども、スケジュールを見ますと、1つの案として、例えば7月、8月の臨時議会に提出をもくろむということであるならば、パブリックコメントの日程、それから事前の広報を鑑みますと、ちょっと不可能ではないかなというふうに思います。議会広報にまずパブリックコメントの宣伝をしていただいて、議会広報でまず周知をして、それからパブリックコメントに入りまして、その後ということになると9月議会に最短でいけるのかなというふうに思いますけれども、そうなりますと次の委員会にお渡しすることになるかと思っております。

急いでやってもできないことはないんですが、そうしますと、市の広報でパブリックコメントの宣伝をしなきゃならんと。できますれば、せつかくこの議会でやってきたものですので、議会広報で最初の花火を打ち上げるのが本来あるべき姿かなと。これは完全に個人的な意見なので、皆さんとちょっと協議をしたいと思うんですけれども、順序を踏むということであれば、まず広報、その後パブリックコメント、そして委員会で発議して本会議で制定ということの流れになるかと思うんですけれども、その時間をぐっと縮めるのであれば、議会広報ではなく可児市の広報に……。

〔発言する者あり〕

間に合わないそうでした、そうすると議会広報、最短でいくと8月1日号ということになるとパブコメが8月中ということになるので、9月の議会というのがやっぱり最短になるかなと。

〔発言する者あり〕

条例なんで、パブリックコメントはとらなければならないではなくて努力義務なんですよ。やらなくてもいいんですけれど、それで違反ということはないんですが、やはりまず最初のことですし、慣例というか、あれでずうっとそうやってきていますね、市のほうの条例に対しては。ということに準ずると、やはり議会側から出した条例に対しても、それに準じたほうがいいかなと思いますけれども。

○委員（佐伯哲也君） 何にしても、委員会のメンバーがこれで8月にがらっとかわってしまうんで、そういうことであれば、別に先延ばしするという意味ではなくて、秋の臨時国会で可能性がゼロでない以上、それを見て、そこでないのであれば、そこからすぐ次の委員会のメンバーに作業にかかってもらうと。どのみち施行は4月1日ですよ。だから、それに間に合えば済む話なんで、それで持っていけばいいんじゃないんですか。

○委員（富田牧子君） でも、秋の臨時国会はいつからいつまで。

○委員（川合敏己君） 上程するなら12月議会ということになります。

○委員長（澤野 伸君） だから、9月にもんで、それもありませんね。次のメンバ

一にもまるっとやらせたほうがいいですよ。

○委員（富田牧子君） ここまでやったのにねえ。

○委員（佐伯哲也君） いや、思いの強い方は立候補して、この委員会に残るといこと。

○委員長（澤野 伸君） 価値観的には、9月議会以降も審査があると思いますので、そうすると同じメンバーではちょっと難しいのは、現実的にはそうですね。多分、委員の皆さんがもう一度、さっき佐伯委員が言われたように出てきてもらって再構築すればいいんですけど、各党派の諸事情もあろうかと思ひますし、また個人的な希望が違ふといこともあろうかと思ひますので、物理的には9月以降、もしくは12月でしようがないのかなといところもありますけれども。

○委員（川合敏己君） そうなんですよ、悔しいんですね。これはもうあるんだけれども、さっきやっぱり佐伯委員がおっしゃったように、もう物理的には間に合わないといのが今はっきりして思ひますので、申し送りをして、次の委員会の中でもんでいただく。できれば提出していただけるように申し送りしたいんですけども、そのほうがいいと思ひます、私も。

○委員長（澤野 伸君） あと、ちょっと議会事務局、課長、いいですか。ちょっとお聞きしたいことあるんですけど、正式なあれじゃないんですけども、1つの案ですけども、あくまでも方法論ですよ。議員立法といものがあるんですよ、議員提出。このメンバーが名前を連ねて本会議に上程するといやり方もあるんですよ。そういうのはたしか可能ですよ。もう本会議で勝負をかけると、委員会に付託をさせずにここで出してしまふ。本会議で出して本会議で審査をかけるとい方法もあります。ただ、そうするとかなりエゴイストかなといような思ひもあるかもしれませんけれど、我々の成果物として残すんであれば、そういう方法もなきにしもあらずです。

ですよ、言っていることが間違っていたら言ってください。

○議会総務課長（松倉良典君） 間違っていないです。

○委員長（澤野 伸君） という方法もあります。

次期の委員会に投げずに、もう9月にいきなり議員提案で出すと。ただ、我々のエゴになっちゃうのかなといのはあるので、1つの案として、方法論としてありますよといことだけ、ちょっと今。

○委員（川合敏己君） その案は、すごく斬新な案でございまして、ただやっぱり議会活動の中で委員会機能を高めてやっていこうとい中においては、たまたま今回こういう事象で出さないことを決めて、その後やっぱり出せるような機運が高まってきたもんですから、私は委員会の中でちゃんと考えてやっていただくようなやり方のほうが可児市議会としてはいいのかなあといふうには思ひます。私の個人的な意見です。

○委員（富田牧子君） 私、さっき澤野委員長の言われたのに賛成で、あの場で絶対につくりますと、出しますといふうで議会報告会でも言ってきたわけですから、これが次の委員会って、それは全員が残ればいいんですけど、そんな半分でもメンバーがかわったら、またやっぱりもとからやらなきゃ、その委員にも失礼だと思ひますよね。前で認めたから、あなた

たちもこれでよくて、はい、出しましょうというのはちょっとなかなか難しいことであると。

毎回これはいつもスタートがおくれているんですね。空き家条例もこれで2年やってきたんだけど、一番最初のスタートがおくれた。それで、2年目はことに当たるわけだけど、やむを得ない事情でこのようになったと。それじゃあ3年目というか、そのときにできるかというのは、私は本当にそこが、自分自身は残ろうかというふうには思っておりますけど、それだけでできるもんじゃないと思うんですね。

だから、別に元委員会のメンバーで出したっていかんわけでしょうかね。自由民主党も議員立法だと言っておるわけだから、かかわった議員の提案ということで、もうここまで来たからパブリックコメントもやって、それもやっちゃうというふうにしないと何か日の目を見ないような気がして、私はすごく心配なんですけど、自治会長にお約束したし。

○委員（佐伯哲也君） 富田委員の言われることは本当にごもつともなことで、ただ議会報告会で報告したということは、ここの7名の決意ではないんですね。議員21名の決意の上、あそこで報告しておるんで、これは僕はどのメンバーになっても一緒だと思います。ですから、次の委員会のメンバーは、必ずしも国会で出なかったらつくらないといけないんで、一人一人が必ず、それはもう責任を負いましたから心配することはないと思います。必ず何らかの形で条例はつくる形になると思いますので大丈夫だと思います。

○委員長（澤野 伸君） 今、富田委員が御心配なさっているのは、新しいメンバーであれば、文案の協議というか審査については、今回は我々の委員会では可決を持ったんです。委員会での条例案としての可決はもらいました。ただ、上程はしていない。ただ、この取り扱いをそのままやってもらうなら文案は変わりません。ただ、それをもう一度、やはり委員会でたたき直そうということで、委員会で多数決によってそうなればやらざるを得ません。そうなると時間がかかってしまって、いつまでたってもできないんじゃないかというのが多分趣旨のお話だと思うんです。

○委員（富田牧子君） それと、実際にはまたこれで、もし法が通ると、この文面ではだめなんですよね。変えなきゃいけないところがたしか出てくるような気がして……。

○委員長（澤野 伸君） よく見ないとわからない部分が出てくるかもしれません。

○委員（富田牧子君） 計画をするとか、いろいろ市がやらなきゃいけないことがふえて、はっきり言って臨時国会を待っておったらもうできないんじゃないかなあと、この案はね。というふうに私は思っているんです。

あのとき、なぜやめることにしたかといえば、やっぱり法が上だし、それに反することはできないということで、通りそうだし、やめて。でも、もし通ったらその後作業があつて、何がしかはやっぱり修正しなきゃいけないというところは絶対出てくると思うんですけど、それはまた大変な話で、だったらもう今あるのをぱっと出して、条例をつくったという話で終わったらいかんのかしらと単純に思うんですけど。もっともっとそれも入れて練ってやりたいということであれば、そういうふうにやっていただければいいんですけど、私の気持ちとしては、いいかげんここでこういう状況になったんで、出せるならもうそれを出して、一応

つくるということにしたらどうかあというふうに思うんですけど。

○委員（川合敏己君） 皆さんの御意見もちょっと聞いていただいて、同じ人ばかり発言していますので。

○委員長（澤野 伸君） じゃあ、亀谷委員から。

○委員（亀谷 光君） これは委員会の協議には違いないけれども、議員全体のことで、私は、考え方としてはやっぱり国の状況を鑑みる必要があるかと思います。一旦出してまた修正ということもありますけれども、ここまで議論を何回もし、富田委員も委員長も2年越しでおやりになって、私も1年ですけれども、大変な業務だったには違いないんですが、やっぱりそこをもう少し冷静にというか、拙速じゃなく、国の状況を見て、そういうことで今回は変更したわけですから、少し時間をとったほうがいいかなと思います。以上です。

○委員（伊藤英生君） 私は、委員会に引き継ぐべきだと思っています。

というのも、悔しい気持ちはあるんですけども、やっぱり法律が通ってくると文言の整理とか出てくるので、やはりこの委員でもう一度集まってちょっと話し合いませんか、それはやっぱりおかしいことだと思うんですね。新しい委員会でしっかりとまた文面とかをもんでもらうということは、それ自体が大事なことだと思いますので、今の任期でやれるところまでやって、しっかり引き継いで、後のことはお任せするというのも一つの責任のとり方かなと思っています。

○副委員長（野呂和久君） 議会運営委員会に出すという提案がいきなり出たので……。

○委員長（澤野 伸君） いや、提案ではないですよ、方法論として。

○副委員長（野呂和久君） 方法論というのは今初めて聞きましたので、正直ちょっと迷っているんですが、気持ちは既に次の委員会の方にとっておりましたので、その意向でそのまま進んでいただければと思っています。

○委員長（澤野 伸君） 済みません、私も何か突拍子もない……、突拍子もないということはないですね、一応正式なルールがあるんで、その方法論としてちょっとお示しただけですけれども、そういう方法もあるよということで。

おおむね皆さんの御意見を伺ったところ、やはり議会基本条例もそうですけれども、委員会機能の強化という部分をうたわれておまして、一生懸命そういう部分で我々も取り組んできた部分が多分にあるということで、皆さんのお気持ちの中にもやはり委員会でしっかり協議してもらおうと、必要とあらば9月にすぐにでも提出してもらえればいい話ですのでという皆さんの今御回答だったかなと思います。

おおむねそういった方向のお話だったかと思うんですけども、よろしかったですかね。そうしますと……。

○議会事務局長（吉田隆司君） 済みません、スケジュール的な問題なんですけれども、次の委員会に引き継ぐとすると、パブリックコメントとか、そういうスケジュールを考えると9月議会に提案するのはちょっと無理なんです。ですので、引き継ぐとすると、一番早くても12月議会になるんですね。その辺だけを御理解だけしておいていただければ。

○委員長（澤野 伸君） 私の言っているのは、そういうことです。9月で協議開始になるので、9月にやろうと思うなら、今僕の言ったような議員提案しかないと思います。

今、局長の御指摘があったのは、9月で上程をしようと思うと、私の言ったような方法しかないと思います。8月なら、もうやみくもにやれんこともないです。時間をぎゅっと縮めて、広報の仕方もインターネットのホームページだけにして、ばばばとやってしまうという乱暴なやり方もなきにしもあらずですけど、ただそこまでする必要があるのかというのがありますよね。乱暴なことはよくないので、方法論としてですよ、今言っているのは。

引き継ぐのであれば、今局長がおっしゃったような12月の上程が最短ですよ。9月の上程の方法としては、議員提案ということになるかと思いますが。そういうことですよ。

○委員（富田牧子君） 12月の提案は無理だというふうに思うんだけど。だって、臨時国会が一体いつからいつまでで、もしそこで、ゼロか100かどちらかわかりませんが、国のほうで立法ができたなら今度は変えなきゃいけないんで、それは12月なんてことは絶対無理で、まず3月しか無理だと思います。

○議会事務局長（吉田隆司君） そうです。おっしゃられるとおりで、結局今回、通常国会で出るものが臨時国会になるかもしれないということで、臨時国会に出るか出ないかもちょっとわからない状態なので、臨時国会で……。そういう話で、どンドンずれていってしまうんですよ。

○委員（富田牧子君） そうよね。そのうち改選。

〔発言する者あり〕

3月で4月1日には無理だから、施行はもう1年おくれるとか。

○委員長（澤野 伸君） それでは、この取り扱いについては、第2項目め以降の部分もあるかと思うんですけども、次期の委員会に引き継ぐ案件として私のほうで責任を持って文書化して引き継ぎ事項として載せさせていただきます。

大変皆さんには1年間一生懸命取り組んでいただいた部分だったんですけども、ちょっと我々のメンバーでは日の目を見なかったんですけども、しっかり種はまけたかなと思っております。一応、最短で12月上程するかしないかの部分は、臨時国会の動向を完全に無視していきましようということが次の委員会でいけば、もう無視だと、国の動向はいいんだということで出されたらできるかなあと。条例に関しても、出して施行前に変更という方法もないことはないんですわ、やれんことはないんで、条例改正ということで、もう一度その都度出し直していくというやり方も方法としてはあります。ですので、臨時国会の動きは完全に無視してスケジュールどおり進めるという方法をとっていただければ問題ないかなというふうに思います。

その部分も含めながら次期の委員会に引き継ぎたいと思いますけれど、そういったところでどうですかね、事務局のほうは。

○議会事務局長（吉田隆司君） さっきの12月という話がありましたけれども、9月で仮に上げる方法として、例えば8月1日の議会広報で今載せられますよね、最短のパブリックコメ

ントの記事を。8月1日から2週間でパブリックコメントが終わりますと。8月12日に委員がかわってしまいますけれども、そのままの状態を引き継ぎして、そのまま新しい委員は全く前委員会のものをそのまま引き継いじゃって、9月でそのまま上げちゃう。具体的な審議をせずに、もう前委員会のほうで審議しちゃっているから、そのままもうやってしまうと、引き継ぎで。そういう手が1つと。

もう1つ、特別委員会の設置があるということで、ちょっとこれは課長のほうから。

○**議会総務課長（松倉良典君）** 次期をやるのであれば、このメンバーで特別委員会を設置というのを議会で諮って決めていただいて、そこで何というタイトルかはわからない、空き家条例特別委員会とか何かわからんですが、つくっていただいて、完成するまで皆さんにやっていただくという手はあるかなというふうに思います。

○**委員長（澤野 伸君）** なるほど、思いつかなかったですわ。

○**議会事務局長（吉田隆司君）** 何とか9月にできると……。

○**委員長（澤野 伸君）** 一番スタイルはいいんですけどね。4月施行だから、9月に本当はできていると。

○**議会事務局長（吉田隆司君）** 臨時国会の上程の前なので、一番タイミングとしては9月につくるのが一番いいと思うんですよ。

○**委員長（澤野 伸君）** もし空家等対策の推進に関する特別措置法ができたとしても、こちらは9月に条例が可決しているんで、また一部改正ということを12月にまたできるんですよね、万が一直さなきゃいけないときに。でも、それは時系列でぴたっと合うんで問題はないですよ。だから、12月でやったときに、空家等対策の推進に関する特別措置法なんかがどっちにしても早かったら、出すことは本来おかしい話になっちゃうんですよ、受け付けもあるし。

○**議会事務局長（吉田隆司君）** そうそう、そういうことを考えると、9月にやっていかないと多分またどンドンずれ込んでおかしなことになっちゃうんで、何とか9月でできる方法を考えるのがいいのかなあと。

○**委員長（澤野 伸君）** 今、局長がおっしゃったように時系列で見ると、確におっしゃるとおり瑕疵が見えちゃうんで、9月に条例は可決しましたということで、4月施行だけれども9月に条例は制定したとって空家等対策の推進に関する特別措置法ができたとしても、一部改正を持っていけるんですよ、12月に。そうなれば全く問題はないと思うんで。

○**議会事務局長（吉田隆司君）** 今のその現状の条例案を了解しておるのは、この7人でしょう。それを、その状態で次の委員会で無理やり引き継ぐというのは、やっぱりちょっと気が引けるような気がしますね。そうすると、やっぱり特別委員会をつくるしか手がないかなという気がしますけど。

○**委員長（澤野 伸君）** だから、この項目のみの特別委員会の設置の基準というのは、これは当てはまるんですかね。

○**議会総務課長（松倉良典君）** 特に、特別委員会の設置の基準というのはないので、引き継

ぎによって調査項目を決めてやれば。

○委員長（澤野 伸君） 立てれば全く問題ないですか。

○議会総務課長（松倉良典君） はい。

〔発言する者あり〕

○委員（川合敏己君） このままパブリックコメントへ突入して、8月に委員なったばかりの人が条例を出すのは難しいですね。だから、12月とかちょっとおくらせるのがいいかなと思ったんだけど、今みたいに特別委員会という案があるんなら、それで立ち上げてやっても僕はいいと思います。

○議長（川上文浩君） この件に関して、特別委員会を設置するという提案もありましたが、それに関しては議長、正・副委員長、事務局に一任していただき協議したいと思いますが。

○委員長（澤野 伸君） 議長の御発言もありましたように、この委員会で上程していくということで、その方法については我々に一任していただくということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

それでは、協議事項2. 議会報告会での意見・提言への対応等についてをお願いいたします。

議会報告会で出た意見なんですけれども、お手元の資料を見ていただきますと、上から2つ目、「ポイント制度ではボランティアの増加を目的としているのか。既にボランティアをしている方々にポイントを付与することになるのではないか。この制度を推進することにより、ボランティアを強制されるような雰囲気をつくることにならないか。十分注意してほしい」と、川合委員もこれは御指摘をいただきましたけれども、対応については今質問がありましたけれども、川合委員、どんなところですかね。

○委員（川合敏己君） 執行部のほうも、そういったことを十分配慮しながらやっていくような回答をいただいておりますし、そもそもそういう……。

○委員長（澤野 伸君） 注意していくというような。

○委員（川合敏己君） 注視するということで、こちらからは意見は伝えて、建設市民委員会として質問をして、それに対して答えていただいておりますので、それを今後注視していくということで聞いております。

○委員長（澤野 伸君） ありがとうございます。

じゃあ、そのような対応をということで引き継ぎをさせていただきます、この案件については。

その次ですけれども、「空き家になる前の対策について、娘や息子など、その家族が可児市に移り住んでいくことが必要と考え、そのために今後の生活プランを考え、可児市に移住したらこんなことがあるなど、小さなことから始めたらよいと思いました」ということで、感想が出ておりますが、これへの対応ということですから。

○委員（川合敏己君） これも、土田の会場でしたかね。

○委員長（澤野 伸君） そうですね。学生さんだったかな。

○委員（川合敏己君） やっぱり既に起こったことに対する対策だけでなく、やはり予防を兼ねたことを考える必要があるということを聞いておりましたもんですから、今、可児市は「若い世代が住みたいと思えるまちの創造」ということで、いろいろ施策を講じてやっている中においては、今後これに関しては建設市民委員会の中でも注視していくということでしょうか。

○委員長（澤野 伸君） わかりました。

空き家の利活用の部分については、空き家・空き地バンク制度の活用についても、今後ちょっともう少し、あのままではなかなか進んでいかない部分もありますし。

○委員（川合敏己君） そうですね。そこをやっぱり委員会の中で注視していくということで。

○委員長（澤野 伸君） わかりました。

この件についても、ちょっと引き継ぎ事項として付記をさせていただく程度ということでお願いします。

ほかに何かあれば。

[挙手する者なし]

よろしいですかね。

それでは、最後に議会基本条例第11条第3項による、次期常任委員会への引き継ぐ所管事務調査及び政策提案の内容についての取りまとめについては、委員長・副委員長で今聞かせていただきました内容について取りまとめ、その旨を引き継ぎとしてさせていただきますけれども、御異議ございませんでしょうか。

[「異議なし」の声あり]

それでは、これにて委員会を閉じさせていただきます。ちょうど12時ということで、皆様の御協力、ありがとうございました。

閉会 午後0時01分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成26年6月18日

可児市建設市民委員会委員長